

第二百三回国会
参議院厚生労働委員会会議録第七号

令和二年十二月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月二日

辞任

塩田 博昭君

補欠選任

里見 隆治君

十二月三日

辞任

里見 隆治君

補欠選任

塩田 博昭君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小川 克巳君

石田 昌宏君

自見はなこ君

石橋 通宏君

矢倉 克夫君

足立 信也君

委員

衛藤 晟一君

こやり隆史君

島村 大君

そのだ修光君

羽生田 俊君

藤井 基之君

古川 俊治君

本田 顕子君

三原じゅん子君

打越さく良君

川田 龍平君

田島麻衣子君

福島みずほ君

里見 隆治君

塩田 博昭君

衆議院議員

発議者

発議者

発議者

発議者

國務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府子ども・子育て本部審議官

消費者庁審議官

外務省大臣官房参事官

文部科学省大臣官房審議官

厚生労働省大臣官房総括審議官

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

山本 博司君

東 徹君

梅村 聡君

田村 まみ君

倉林 明子君

橋本 岳君

篠原 孝君

榊屋 敬悟君

足立 康史君

田村 憲久君

三原じゅん子君

山本 博司君

吉川 起君

吉岡 成子君

梶尾 雅宏君

藤原 朋子君

坂田 進君

河邊 賢裕君

川中 文治君

井内 雅明君

浅沼 一成君

厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

厚生労働省保険局長

達谷窟庸野君

日原 知己君

迫井 正深君

正林 督章君

田中 誠二君

坂口 卓君

渡辺由美子君

橋本 泰宏君

赤澤 公省君

土生 栄二君

濱谷 浩樹君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○労働者協同組合法案(衆議院提出)

○社会保障及び労働問題等に関する調査(新薬の開発支援に関する件)

(生活保護の運用の在り方に関する件)

(新型コロナウイルスワクチン接種の安全性確保に関する件)

(就職氷河期世代に対する支援方策に関する件)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関する件)

(二〇二一年度薬価改定の在り方に関する件)

(コロナ禍における雇用対策に関する件)

○委員長(小川克巳君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、塩田博昭君が委員を辞任され、その補欠として里見隆治君が選任されました。

○委員長(小川克巳君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

労働者協同組合法案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局長坂口卓君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川克巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川克巳君) 労働者協同組合法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梅村聡君 おはようございます。日本維新の会の梅村聡です。

本日は労働者協同組合法案の審議ということで、まず、これ非常に議論が始まってからもう歴史があるかと思っています。これまでしっかりと法案という形でまとめたいただきまして、また、この提出ということに至りましたこと、敬意を表したいと思っております。

その上で、今回審議する内容というのは、まず協同労働というものがどういうものなのかということ、一般の会社であれば、出資者、これ株主ということになると思いますが、そして経営者と

労働者と、それぞれの立場というのが比較的はつきりしている、また、その役割というものを組織の中で果たしていくものだと思いますけれども、今回は働き手が一つは出資をします。だから、お金を出し合うということ、そしてもう一つはその働き手ですね、組合員の意見を適切に反映をして組合の事業を行うことだと。ですから、これは皆で協議をしながら事業を進めていくことだと。これは、協同労働という考え方は今までももちろんあったわけですが、今回は、企業組合でもなく、NPO法人でもなく、第三の法人格をこの法律の中で定めていこうと、こういう趣旨なんだと思っています。

そんな中で、発議者のお一人であります今日足立康史発議者にお伺いをしたいと思います、十一月十一日の東京新聞にインタビュー記事が載っておりまして、この中で、足立発議者は元々経済産業省で職務をされておられまして、その在職中に有限責任事業組合契約法、LLP法の策定に関わって組織を規定する法律整備ということをしたことがあるので、榊屋発議者から声を掛けられたときに非常にこれ興味深いというふうに思われたという、そういうことが述べられているんですけれども、足立発議者の、これまでの公務員としての労働という面、そして今は政治家としてされていますけれども、労働観というか、そういうものを少し教えていただきまして、その労働観が今回の法案の中でどのように興味深いものなのかということをおっしゃって教えてください、と思うんです。

○衆議院議員(足立康史君) 衆議院から参りました足立康史でございます。

梅村聡先生からは大変深い、深甚の御質問をいただきました。まして、ちょっと余りに深く、少し答弁せよということですが、労働観ということになると二十分ぐらいはちょっといただきたところだと思いますが、ちょっと圧縮して申し上げたいと思います。

今、梅村委員の方から御紹介をいただきました

ように、私、大学、大学院を卒業した後、ちょっと皆さんイメージが合わないかもしれませんが、一応二十一年霞が関で仕事をしておりました。留学もいたしましたし、ヨーロッパに、ベルギーに駐在もいたしておりました、一応真つ当に、そこであんなにいたしていただきたんですけど、一応二十年余り、ジュニアの管理職になるまで霞が関の仕事をしてまいりました。

大変やりがいもある仕事だったわけですが、二〇〇九年に民主党政権ができてまして、これはやっていたいらないなということで、あつ、余り受けないですね、あつ、梅村先生もかつて民主党政権で政務官をしていらつしやつたわけですが、東日本大震災もあつて二〇一一年の三月末日で政治に転じて、二〇一二年に初当選をさせていただいたわけがあります。

限られた私のそういう経験からいっても、労働と一口に言っても、幾つか満たしていないといけない条件もあるし、それから実現していききたい価値もあると思います。

昨今よく言われている、河野大臣が、霞が関、危機に直面する霞が関という、「ごまめの歯ざり」のブログで書かれて大変今注目をされているわけですが、一つは、そこでも紹介されているように、余りに霞が関で長時間労働等で仕事と家庭の両立が難しいといつて辞めていかれる方もおられると、こう紹介されています。

そういった意味では、我々も、永田町と霞が関の関係についてはまた改善をしていくべきははいかなあかんと、こう思うわけですが、今回の労働者協同組合法でももちろんそういう労働条件のところもちゃんと目配りをされているわけでありまして、それが建物でいうと一階の部分で、これ土台ですからちゃんとしなければならないと、こう思っています。

次に、河野大臣のブログで紹介されているのは、これ何のアンケートかちょっと書いていないんですが、あるアンケートで、国家公務員の総合職の申込者数が半減しているんだとか、三十歳未

満の国家公務員の中でもう既に辞める準備中云々云々というのを足すと男性一五パー、女性一〇パーということ、相当危機的な状況にあるということですが、その理由について、時間やつぱり二十分要りますね、その理由について、やつぱりもっと自己成長ができる仕事に就きたいとかキャリアアップが望めないとか、そういうのがあります。

だから、やつぱりこの労働という建物の一階は労働条件かもしれないませんが、二階のところはやっぱり自己実現というのがあつて、それがなかなか今の国会との関係も含めて感じられないという意見があるんだと思います。

ただ、私は、今回の労働者協同組合法を見たときに、この先ほど御紹介くださった東京新聞の記事でも、私がこれ面白いなと思つて、榊屋先生と篠原先生、橋本先生にお声掛けをいただいた、まあ橋本先生は僕より後ですね、済みません、に合流させていただいたわけですが、一番面白いなと思つたのは、自分たちが出資をして自分たちの意見で自分たちが働く場をつくつて働いていくという、そういう自立とか、維新の会は綱領に自立と書いてあるんですけど、自立とか責任感とかあるいは地域への貢献、そういったようなものを実現しやすい、この組織法が船、車になるのではないかなという面白さを私は感じたわけがあります。

もちろん仕事に優劣はありません。ただ、今申し上げた私の労働観ということ、そういう三階建ての建物で、できれば、官僚の皆さんも、二十代で辞めるんだけど、また四十代、五十代でまた戻ってきたという方、結構多いんですね。民間ではもう何かそういう国への貢献とかそういうもののあれが満たされないというんですね。だから、また霞が関に戻つてこられる方も多いんです。

だから、是非この三階建てというものを、今日は一旦御紹介を申し上げましたが、この労働者協同組合法は、まさに私が今御紹介した労働条件の

問題、それから自己実現の問題、それから貢献、責任、自立という問題、この三つを満たす大変興味深い船になっていると思います。これまで、ワーカーズコープ、各地でいろんなお仕事されてきておられる、まさに今私が申し上げたような観点で働く人々が集まって自ら取り組まれてきた、そのお手伝いがこの制度として、法律として、組織法としてお手伝いできるのであればこんな光栄なことではないと、こう思っている次第でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○梅村聡君 ありがとうございます。

持ち時間十分なので、これでまとめに入らないといけないんですけど。

重要な話をいただいたと思つていまして、まず、その一つ、三階の部分の話ですね。これは利他の精神というふうにつなげられるかなと思いますけれども、さっき申し上げたように、やつぱり一般企業等では株主の意向というのがやつぱりある程度優先されてきますので、そういうことからいえば労働者が出資をするということは非常に意味があることだと思えますし、それから、二階の部分です、働く方が自己実現をしていくと。

これ、やつぱりただ時間を掛ければ能力や自己実現できるわけではなくて、やつぱり現状を見て、仕事の内容でも状況でもそうですけど、それを自分で一回消化して、また自分でどうすれば成長できるかと考えて労働していくということがやつぱり成長につながっていくと思えますので、今日はちょっと一問しかできなかったんですが、この労働者協同組合法案がそういったことにしっかりと寄り添えるように、まだこれは法案ができていてもその後も必要だと思つております、取組がですね。そのことを是非発議者の方にもお願い申し上げます。ありがとうございます。

ありがとうございます。

○石橋通宏君 立憲民主・社民の石橋通宏です。

まずは、私からも、長年にわたりまして本法案の制定、様々な困難もあったというふうに私も理

解をさせていただいておりますが、発議者の皆さん、関係者の皆さんの御尽力にまずは敬意を表したいというふうに思います。

その上で、重要な法案でありますので改めて幾つか確認をしてみたいと思いますが、実は、最初に榎屋発議者は是非お聞きしたいことがあります。

実は、私も元々労働組合の出身でずし、議員になる前は長年国際労働機関、ILOで諸外国でも勤務をしてまいりました。私も協同組合の精神そのものには賛同するものでありますが、ただ、実態として、これまで途上国も含めてこの協同組合というものが悪い使用者に労働者性を否定する、特に労働組合の団結権ですとかそういったものを否定するために濫用、悪用されてきた実態というのを私たち見てまいりました。そういう懸念もあったものですから、当初議論をされていた案については、この労働者性というものをどう担保されるのかという点について私自身も問題意識を持って見させていただきました。

当初、本法案には、組合員との労働契約の締結というものが義務付けられていなかったと理解をしております。それはもう、そもそも協同組合の原理原則といえますか、そもそも理念からいけば、組合員というのは出資者であり、かつ経営に関わる方々であり、事業にも従事するんだという理念からすれば、じゃ、経営に関わる者が労働者なのかということで相当なこれまでの議論があったというふうに理解をし、最終的に今回提案されている法案については二十条一項において労働契約を締結すべしというふうに整理をされたというふうに理解をいたしますが、重ねて、榎屋発議者は是非、この間どういうふうに整理をされたのか、なぜこのそもそもの協同組合の精神からいえば相反すると思われるこの労働者性の担保ということを今回提案されたのか、その点について確認の意味でお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（榎屋敬悟君） ありがとうございます。

石橋先生が今言われたとおりの経緯がございまして、いわゆる協同労働の法制化につきましては、出資と経営と労働が一体的に行われる法人というところで、この実現を目指して大きな超党派の議連の活動であったり、先生の民主党政権下においても法制化の取組が行われたわけであります。が、先生おっしゃるとおり、労働者性をめぐって、ここは整理できなかったということでも今まで成案を得ることができなかったという経緯がございします。

こうした経緯は、実は自公のワーキングチームでもそのまま引きずってまいりました。もうずっと議論をする中で、法案の策定過程において、これまでの経緯も踏まえ、大変な議論の中ではありましたが、あるいはチープレーバーを生んでしまうという厳しい指摘があったこと、そして何よりも、これは大事な話ですが、当事者団体が人として人にふさわしい働き方をお求めになっていたということもございまして、やはりここは労働契約の締結義務を明確にすべきというふうにとまってきた次第でございます。

組織法としては異例でありますけれども、労働者性を明確にするとともに、組合員保護の観点から今先生が言われた二十条の規定ができたわけでございます。これは、石橋先生がILOにおられたわけでありまして、ILOが提唱しているディーセントワークという、その実現のためにも避けて通れないというふうになった次第でございます。

なお、こうした議論とともに、さつき申し上げた、出資と経営と労働が一体となったというふうに申し上げましたこの経営の概念も随分議論いたしました。これは、総会における議決権の行使、平等な行使という出資者としての立場のものと、あるいは日常の事業運営の中で事業従事の在り方などについて意見を言うことができるという労働者性、労働者としての立場、両方あるんじゃないかということで、であれば、労働者協同組合は組

合員が出資をして、そして意見を反映して事業が行われると、組合員自らが事業に従事するということが基本原理として整理すればいいじゃないかというようなことになった次第でございます。提案者としてはこうした整理は協同組合の理念に反するものではないと考えておりまして、本法案は、労働者保護を明確にして真ん中に据えて、その上で、労働者と経営者の二項対立の考え方だけでなく、協同組合の理念、精神も生かしながら両者との調和を図った新たな協同組合法案だと考えている次第でございます。どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○石橋通宏君 労働者保護のために、そしてディーセントワーク実現のためにもそういう整理をされたということで理解をさせていただきます。

その上で、篠原発議者に以下いろいろお聞きしてまいりたいと思いますが、まず確認ですが、これ、二十条一項により労働契約を締結する組合員については全ての労働法令が、これはもちろんですが、完全に適用されるという理解でよろしいでしょうか。

○衆議院議員（篠原孝君） 一般的に、労働契約を締結した皆さんには全て適用されると理解しております。

○石橋通宏君 明快な御答弁ありがとうございます。私も、そのとおりでなければ先ほどの榎屋発議者の理念は達成できないと思いますので、そういう整理を私たちも理解をさせていただきます。

その上で、私が先ほど申し上げましたように、労働組合の結成も含めて労働者の基本権が必ず確保されなければいけないということで考えますと、労組法の完全適用についても、今もう御答弁の中でいけば当然労組法も完全適用されるんだというふうに理解をいたしますが、衆議院の議論において、発議者から、労組法上の労働者に該当する者であれば適用されるんだという趣旨の、何か条件付のような肯定のような答弁があったもので

すから、これ、二十条一項で労働契約を締結した組合員であって労組法上の労働者に該当しない者が果たしているのかという疑念がむしろ湧くんですが、篠原発議者、改めて、これは当然労働契約を締結した労働者であれば労組法上の労働者に該当する、それでよろしいですね。

○衆議院議員（篠原孝君） 我々の同僚議員の西村智奈美議員が提案者の一人として答弁したことでございしますが、労働組合の結成のときには、二つ労働者の定義、ちよつと違うんですが、労働組合法と労働基準法とありまして、職業の種類を問わず事業又は事業所に使用される者で賃金を支払われる者というのが一つ労働者、労働組合法です。それから賃金、給料その他これに準じる収入によって生活をする者と、これに該当する必要があるわけです。労働者の定義に。

基本的には個別具体的に判断しなけりゃいけないんですが、我々の法案で、法律の中で労働契約を締結した人は全員該当し、例外はないと思っております。それは、榎屋提案者が既に触れましたとおり、ブラック企業、チープレーバーというのを悪用されてはいけませんので、そのところはきちんと見ていかなくちゃいけないという観点から、完全に適用されると考えております。

○石橋通宏君 明快な御答弁、ありがとうございます。

ということは、この労組法上に基づいて労働組合を結成された場合には、通常労働組合に認められている全ての権利が認められるし、当然、労使交渉で労働契約締結をしていくという前提はあると思いますが、例えば労組の専従者を置いたりユニオンショップ協定を締結をしたり、若しくは争議になればスト権を行使をしたりということも含めてこれは労働者としての権利は保護されるという理解でよろしいですね。

○衆議院議員（篠原孝君） 一般的に労働組合に認められる権利、権能は全て認められるものと考えております。

○石橋通宏君 これも明快な御答弁、ありがとうございます。

でございます。

ここで大事なのは、今確認をいただきましたように労働法令の適用はと、労組法の適用もこれは認められるというふうにおっしゃいましたが、やっぱり冒頭、発議者、桝屋発議者からありましたように、これまでの協同組合というものの考え方からいくと、そこをどう組合員、この法律に基づいて労働者協同組合に実際に出資をし参加をされる方々がそのことを、理念も含めて、そして労組法が適用される労働者なんだということを理解いただいて、そしてその権利を、そう望まれば権利を行使していただかなければいけない。

そのためには、その知識、理念、理解がなければいけませんので、それをどう本法が成立し施行に向かって全ての方々に理解をいただくのかということが大変重要な要素だと思いますが、発議者、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(篠原孝君) これは全く新しい仕組みでございまして、企業組合とかNPO法人とかいろいろあるわけですね。だから、これはいろいろ分かりにくい面があるんだろうと思います。ですけれど、重要なプロセスがありまして、労働契約締結すると、その過程においてきちんと説明して、そのプロセスの中で十分に情報提供できるんじゃないかと思っております。

○石橋通宏君 まさにここで労働契約の締結というの、そういった労働者としての権利や行使し得るそういった様々な労働者保護の制度、こういったものも理解いただくというのは大変重要なプロセスだと。そこでは是非周知を徹底していただきたいというふうに考えております。

そして、次の問いに入らせていただきますが、ちよつと今回誤解が少し、賃金と配当金との関係において、法律上、この法律では剰余金の従事分量配当とか配当については書かれておりますが、賃金について余り明確に書かれていないような気がして、若干この配当と賃金というものが同じなのかというよう誤解のような理論があると思う

んですが、当然、先ほど来整理しているとおり、労働契約を締結していただいて、労働者でありますから、賃金は賃金として当然支払われるべきものであつて、配当は別のものであるというふうに私は理解をさせていただいておりますが、そういう整理、そういう理解でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(篠原孝君) 賃金は労働契約法に基づく正当な対価です。剰余金の支払は全く別物です。ですから、剰余金は、賃金等いろいろな経費をきちんと負担、支払って、いろいろな経費とかを補填したりいろいろなことを払った後、最後に残ったものでもつてその従事量に応じて分配されるものと考えております。

○石橋通宏君 これも明快に整理をいただいたと思います。

そうしますと、この賃金というのは、これ当然、労働契約締結の際にこれは賃金、労働日、労働日数、労働時間、そういったものを決めていたしながら賃金というものを決定していくわけでありましてけれども、その賃金というのは、重ねてこれ正当な労働の対価として支払われるべきものでありますから、公平公正にそれは決定をしていただかなければいけないし、支払っていただかなければならないというふうに考えますが、これ冒頭の質問にも絡むんですが、そうすると、この配当があるから基本給、賃金を安くいいじゃないかと、配当を見込んで全体として賃金を抑え込むとか、そういったことはやはり先ほどの理念からいけばあつてはならないというふうに思いますが、そういう理解でよろしいか。であれば、それをどう担保していくのか、そのことも含めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(篠原孝君) 御懸念の点があるんだろうと思ひます。

正直申し上げまして、そのところを、剰余金と賃金と同じように払われるのだからいいじゃないかと、うんともうけたらというか、ちゃんと払えるようになったらということで剰余金を多くしておいて賃金は低めに抑えてという悪用のことが考

えられるわけですけど、それを防止する条文はありません。ですけれども、それは当然、みんなが出資してみんな働いてということですから、そういったことは避けるべく皆さんで努力していただかなきゃならないことだと思つております。いろんな行政庁のいろんなチェックもありますので、そういったところで防いでいかなければならないことだと思つております。

○石橋通宏君 今の点、確認ですが、つまり賃金において、それは本法の趣旨に合致した、地域地域で参加される皆さん、組合員になれる皆さんが安心して生活ができる、そういう水準の賃金でなければならぬ、そういう趣旨だということでしょうか、確認です。

○衆議院議員(篠原孝君) そのとおりでございます。

○石橋通宏君 これも重要な確認の御答弁をいただいたと思ひますので、是非そういう趣旨を徹底していただきますようによろしくお願いしておきたいと思ひます。

次の問いに行きます。

今回、法律上、これ営利事業をやつてはならないですとか、派遣、労働者派遣事業をやつてはならないとか、この辺は明記をされております。ただ一方で、これ、本法では労働者協同組合が他の法人に出資をしたり子会社を設立するということ禁止されていないと理解をしております。

そうすると、中には子会社をつくつて、そして、この法律で、その本体には禁止をされているそういった労働者派遣事業ですとか営利事業とかを営む、そういうケースがないとは言えないのではないかと懸念がありますが、なぜそれを明示的に、本法の趣旨に反する、もとるとするのであればなぜそれを明示的に禁止しなかつたのか、理念としては禁止されるべきなのか、その辺を確認したいと思ひます。

○衆議院議員(篠原孝君) 御指摘のとおりでございます。本法案では労働者協同組合がほかの法人に出資したりすることを明文でもつては禁止し

ておりません。ただ、たつた一つ、労働者派遣事業というのは駄目だよということはネガティブリストという形で書いてあります。

それで担保できるのかということですけども、どつちにしろ自分たちで出資して働いてというこの理念から反するわけですよね、子会社というの。ですから、提案者といましては、このようないろんな事業をほかのところに手を出して子会社でもつてやるということは実態上あり得ない、そういうことはしていただきたくないと思つております。

○石橋通宏君 これ、発議者、立法趣旨としてはそういうことはしてほしくないと、趣旨に反するんだというふうに御答弁をいただいたと思ひますので、よろしいですね、それで。

○衆議院議員(篠原孝君) 一番の問題は、みんな参加しているのに、子会社に行くとか参加している皆さんの意思が反映されなくなるんですね。ダイレクトに意思が反映されて生きがいを持つて仕事をしていただくということに非常に重要な意義がありますので、子会社、子会社になつていくと見えなくなるということで、これは想定していませんし、やつていただきたくないことだと思つております。

○石橋通宏君 そこは明確な意思を示していただいたというふうに思ひますので、それでは非担保していただきたいたいと思ひます。

続いて、第二十条第一項、先ほども議論した労働契約の締結についての確認なんですけれども、先ほどのとおりでありまして、組合員とは労働契約を締結するということが義務付けられておりますが、これ、ただ、反対解釈をしますと、組合員以外の被用者については労働契約を結ばなくていいというふうにも読めてしまひます。

本法案の第八条第二項においては、組合員以外の者が臨時の場合に、繁忙期とかに臨時で採用されることが想定してこれが置かれているんだという説明がありました。が、じゃ、そういった臨時の方々については労働契約じゃなく委託とか様々な

別の形態ということもあり得るんだと思います
が、これ、本法の重ねて趣旨に照らせば、そう
いった臨時雇用の組合員ではない方々についても
安定的に安心して就労いただくということではい
け、原則労働契約を結ぶべきではないかと考えま
すが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(篠原孝君) 石橋委員は、御自分
もおっしゃっておられました、ILOに働いて
労働問題をずっとやってこられたので、いろん
なところにお気付きになれるんだろーと思いま
す。したがって、この法律、大部な法律にな
ってまいります、全部を想定してきちんと法
案に織り込むわけにはいかないんです。それで
抜けているところもあります。ですから、アル
バイトの人とかそういう人たちと労働契約を
ちゃんと結ぶとかいう明文なことは、明文上
はありませんけれども、なるべく同じように
扱っていただきたいというのは我々の願いです。

それで、ある程度、アルバイトという話
ありますけど、繁忙期のときにも手伝って
もらわなくちゃならない人があるわけ
ですね。ですから、非正規雇用とかい
ろいろあるわけですから、我々は
そういう人たちにもちゃんと安定的に
雇用の場は確保すると、なるべく同じ
ように扱っていただきたいというこ
とで考えております。

○石橋通宏君 そこも是非それぞれの組合にお
いてしっかりと労使でも検討いた
だきたいということですが、安心、
安定の雇用が提供されるように、
是非それはしっかりと担保して
いただきたいと思います。

最後になるかもしれませんが、今のところ
に関連するんですが、そうすると、
やはりあくまで第八條第二項にお
ける、繁忙期における臨時の目的
でこういった規定も置かれてい
るということでは、やはりこの
常用代替はあつてはいけないの
ではないか。つまり、継続的に
一緒にその組合の従事をして
いただく、それはやっぱり組合
員になつていただくべきであ
りまして、あくまで八條第二
項というのはそういう臨時の
場合にのみ適用されるものだ
というふうに理解しますが、
そういった長期で頑張つて一
緒に働いていただく方を
そうやって臨時ですと何年
もということでは趣旨にと
るというふうに考えますが、
この点についても確認さ
せていただきたいと思います。

○衆議院議員(篠原孝君) それはおっしゃ
りです、我々のこの組織は逆
でして、介護だとか病氣だ
とか、そういう人たちが
その間だけはちよつと休
ませていただきたいと、
だけれども一緒に働きたい
と、むしろ逆にそういった
ことで救おうとしている
のであつて、臨時のもの
を永続的にずっと続け
るということとは毛頭
この組織では考えて
おりません。

○石橋通宏君 時間が参りましたので、
まだお聞きしたいこと
がありましてけれども、
以上、重立ったところは
確認をさせていただきました。
是非、今、最後の御答
弁も含めて、この労働
者協同組合という新
たな選択肢が労働者、
働く者にとつて本
当にいい形になるよ
うに今後とも御尽力
をいただきたいと思いますし、
我々もそういう形
で関わっていき
たいと思いますので、
そのことを申し上げ
て質問終わりに
させていただきます。
ありがとうございます。

○里見隆治君 公明党の里見隆治でございます。
質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
実は私、この労働者協同組合に大変思い入れ
と、また御縁がございます。今から二十五年前、
平成七年に、当時勤務しておりました労働省で、
この協同労働について国内、海外の実態調査を
したことがございます。当時からNPO法人と並
ぶ可能性を持つ法人形態だと期待を寄せてお
りましたところ、以来、国会議員の諸先輩が
制度設計に大変な御苦労をいただく中で、私
も四年前、初当選直後に、榎屋先生のお誘
いをいただき、有り難くも与党ワーキングチ
ーム、また超党派議連でこの議論に加わら
せていただきました。本日、こうして質疑の日
を迎えましたこと、感慨もひとしおでございます。
また、発議者の先生方には敬意を

表するものでございます。
この法案は、地域における多様な需要を
この事業で受皿となつていくと、それを促
していくもの、だといふふう
に受け止めております。私もこれ
までに、その担い手となる団体
として全国様々な活動をして
おられるワーカーズコ
ープやワーカーズコレク
ティブの皆様の活動、現
地にお伺いをし、拝見を
してまいりました。

その中で、ワーカーズコレクティブ
について、特にそういう傾向
があるのかと思ひますけれど
も、二十人以下の小規模な
団体が多く、しかも事業を
始められるときは少人数
であるということござ
います。こうした中で、この
法案が地域を下支えする
小規模の団体の後押し
になるという意味でも
非常に意義のあるもの
だといふふうに考
えております。

これらの団体が主にNPO法人や企業組
合として活動されているという実態から
しますと、こうした団体がしつかりと
労働者協同組合になることが可能か
どうか、その点確認しておくことが
重要だと思ひますけれども、その点
いかがでしょうか。

○衆議院議員(榎屋敬悟君) 今委員から
お話があったとおりでございまして、
この法案では、組合員数の総数が
二十人を超えないような組織、組
合において、全員が事業に従事する
ことができるよう、いろいろな工夫
をしております。例えば、監事に代
えて組合員監査会を置くとか、小
規模の組織に対する配慮も設けて
おります。そうした意味では、この
法案が、小規模のものも含めて
労働者が自発的に協同して労働し
る事業を行うという、まさに協同
労働の形で地域における多様な
需要に応じた事業の実施を考
える団体の後押しするものだ
といふふうに考えておりまして、
里見委員のお話とおりだと思
ひます。

その上で、組織変更は可能かとの御
質問ですが、本法案が成立した
後、労働者協同組合として事業
を行うことが見込まれる団体
の中には、今現在は企業組合
やNPO法人の形態を取つて活

動しているものがござ
います。本法案では、
これら現に活動する
企業組合、NPO法人
が労働者協同組合に
円滑に移行すること
ができるよう、組織
変更のための制度
を設けることとして
おります。

なお、組織変更については、
施行前に企業組
合、NPO法人の形
態を取つて活動し
ている団体のみ適
用する暫定的な措
置として、組織変
更ができる期間は
施行日から三年以
内に限るといふ
うにしております。

○里見隆治君 ありがとうございます。

今御答弁で、組織変更が可能とい
うことでござ
いました。特にNPO法人につ
いて、これは法案の作成過程
においても、まさに新しい
制度ということ
で、超党派のNPO議連
の方々にも御理解を
いただきながら丁寧な
議論を行つていた
と、そのように記
憶をしております。

今ほども若干触れて
いただいております
けれども、NPO法人
からの組織変更に関
してどのような規定
を設けられている
のか、改めて御説
明をお願いいた
します。

○衆議院議員(榎屋敬悟君) NPO法人
からの組織変更
に当たっては、NPO
法人から組織変
更した組合が保有
するNPO法人時代
からの財産につ
いて、NPO法人と
同様に構成員に
対する処分制限
を及ぼす必要が
あります。この
点はNPO議連の
先生方とも何
度も協議をした
ところございま
す。

一方で、組織変
更後の組合が従
前と同じ事業そ
の他NPO活動に
該当する事業を
行つてする場合
の財産使用への
配慮も同時に必
要だといふこと
でございまして、
そこで、NPO法
人から組織変
更した組合につ
いては、社員総
会での特別多数
による議決など
企業組合からの
組織変更と同様
の規定に加えて、
特にNPOでは、
NPO法人からの
変更では、財産
分配の規制、そ
れとNPO法人時
代から保有する
財産のNPO活動
に該当する事業
への使用につ
いての規定を設
けることとして
おります。

その主な内容とし
ましては、剰余金
のうちNP

○法人時代からの財産に相当する組織変更時財産額に係るものにつきましては、特定非営利活動NPOに係る事業に該当する旨の行政庁の確認を受けた事業によって生じた損失の補填に充てる場合のほか使用してはならないということにしております。そして、解散した組合の残余財産のうち組織変更時財産残額、残った額ですね、すなわちNPO法人時代からの財産の残額に相当する部分はNPO法人等に帰属させなければならぬというふうになっているほか、毎事業年度終了後、組織変更時の財産の額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならぬこととしております。

これによりまして、実態、手続の両面から規律を及ぼすことが可能となるというふうに考えている次第でございます。

○里見隆治君 よく分かりました。ありがとうございます。

最後の質問とさせていただきますが、最後に組合員と社会保障について伺います。

労働者協同組合は、全ての組合員が組合の事業に従事するということが基本的原理の一つであります。その中には、代表理事等の組合と労働契約を締結しない方が存在します。これらの者に社会保障、また労働保険の適用があるのか、その点について確認をさせていただきます。

○衆議院議員(梶屋敬悟君) こことは、委員からお尋ねでございますが、当事者団体の皆さん方も一番気にはなさっておられる点であります。

まず、健康保険あるいは厚生年金保険といった社会保障につきましては、事業所に使用される者であることが被保険者の要件となっております。

この使用される者とは、法人から労務の代償として報酬を受ける者を指しておりまして、この要件を満たす者であれば、一般労働者のほか法人の役員なども適用の対象になるものと承知をしております。

そのため、組合の代表理事、専任理事、監事等の役員につきましては、業務の実態において法人の経営への参画を内容とする経常的な労務の提供

があると、そして業務の対価として法人から経常的に報酬の支払を受けている場合は適用対象となるというふうに考えてございます。

一方で、雇用保険とか労災保険といった労働保険でございますが、これは労働者であることが適用の条件であるため、今お話のありました代表理事、専任理事、監事については原則としては対象にならないのではないかと考えております。原則として、労働者性が認められる場合も私はあるのではないかと考えている次第でございます。

なお、労災保険については、組合員の人数規模や事業の内容によっては特別加入の対象となるものと思われま。

以上でございます。

○里見隆治君 御答弁ありがとうございます。私もこの法案の成立を長く望んできた者の一人として、これが成立した暁には、しっかりとこの法律が全国津々浦々しっかりと運用されるように後押しをさせていただきますこと、決意を申し上げまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏でございます。

この法案、ある意味でかなり異例なプロセスを経ていっていると思ひまして、本則見ると百三十七条もあって、附則が更に三十四も付いていて、これだけでかい議員立法はなかなか見たことがないです。参議院で全会派賛同に立つというのなかなか議員立法でないもので、それだけきつと思ひが込められているんだと思ひます。私の事務所にも梶屋先生が何度も何度もいらつしやつてくださつて、ある意味その気迫というか執念というか、そういうものを感じながら過ごしてまいりました。

ある意味それもそのはずで、歴史をちよつと振り返つて見えますと、この協同組合を意味するんでしようかね、ワーカーズコレクティブ、第一号が誕生したというのが一九八二年というふうになるんですね。その頃から、法律がないにもか

かわらず、自分たちでこういった活動を始めていらつしやる方が実際に地域に貢献して成果を出して、それがだんだんだんだん全国に広がっていつて法制化しようという、こういった長い歴史を持つています。今日傍聴に来ていらつしやると思うんですけれども、民間の方々も法案要綱を最初にまとめたのが一九九七年ということです。その後、法案を実際法制化しようという活動がずうつと続けられて、議員連盟、坂口前厚生労働大臣がつくられたんですかね、議員連盟が二〇〇八年にできてようやく今日に至るということ、ある意味皆様この瞬間を記念すべき時間として過ごしていらつしやるんじゃないかなと、関係者の方々の心情を拝察いたします。

ただ、この長い歴史があるからということじゃなくて、むしろ中身を見てみると、今日の日本の課題を解こうとしている重要なものじゃないかなというふうに思つています。というのは、高齢社会ですとか人口減少社会ですとか、そういった社会の中では今キーワードとなっているのが、例えば地方創生ですとか地域包括ケアとか地域づくり、町づくりですとか、まさしくそういった言葉で、それは自分たち自身が一人一人が主役となつて、またかつお互いに支え合いながら自分の地域をしつかりと守つてつくつていこうと、そういった考え方だと思ひます。

この労働者協同組合法案も、まさしく自分たちが出資し、自分たちの意見で、自分たちも働きたがら、公のために地域のために尽くしていくといった意味ではまさしくこの理念が一致するものであつて、是非これから進めていかなければならないものだなというふうに感じています。様々な課題があつたと思ひますが、ここまで来たことに對しまして関係者の皆様方に敬意を表したいと思ひます。

そこで質問に入りますが、最初に実は私も、今感想めいたことを言いましたけど、基本的な考え方とか背景、目的について聞こうと思つたんですけど、どうやらそれを聞くと思ひがあつて答弁が

長くなつてしまふことがよく分かりましたので、これ省略いたします。

まず、幾つか議論深めなきゃならないと思ひますので、それについて伺ひたいと思ひます。

まず一点目なんですけれども、自民党の中だと思ひます、立法の過程の中で、この労働者協同組合というのが地域で頑張つている中小企業の、例えば事業承継とかに使えるんじゃないかといった議論があつたと思ひんですけど、この点についてちよつとまず伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(橋本岳君) 思ひについてお尋ねはなかつたのでありますが、福祉の現場では、例えば地域共生社会というキーワードが言われております。この組合も、そうしたものにも実はフィットする概念のものではないのかなというふうに思つて、是非進めていきたいと思つていっていることは申し添えたいと思ひます。

事業承継でございますけど、例えば、中小企業のオーナーなどが御高齢で引退をされるといったときに、従業員が出資をしてこの組合をつくつてその事業を引き継ぐ、そんなイメージでの議論があつたんだらう、ありました。海外における事例もあると聞いておりまして、この労働者協同組合が受皿になるという可能性も十分にあるのではないかと思つております。

ただ、今回の法制度、法律、法案につきましては、例えば実際にはそうした場合には財産の移転等々をどう考えるかといった論点というのは考え得るわけでありまして、そうしたところについては今後の議論というふうな整理だと思つております。

まずは、この法案を是非成立をさせていたいただきまして、その労働者協同組合制度の普及というものに注力をし、その上で更に議論を続けていききたいと思つております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。そうですね、今後また議論があるかと思ひます。

次に、さつきもちよつといろいろと述べていたんですけれども、基本的な理念はとても大事で、

ここで一つ、法律の中に、組合の事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映させること、ここかなり強調されています。ある意味、組織が構成員の意見を聞くというのは当たり前のことだと思ふんですけれども、その仕組みがこれまでの協同組合とかとは違って、出資組合でまずあるにもかかわらず、出資、普通、口数によって発言して違ってくる、発言権が違ってくるんですけれども、出資口数によらずに一人一人が一票といった議決権のやり方とか、あと組合員に事業への従事を求めるのか、かなり特徴的なことがあります。したがって、この組合員の意見が適切に反映させるというようなこの文言がどうもこの法律のポイントとなっている意味を含めていると思うんですけど、これについては是非解説をお願いしたいと思います。

○衆議院議員 橋本岳君 まさしくこれは御指摘のとおりでありまして、労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業を行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織ということが第三条第一項でございまして書いてありまして、その事業への組合員の意見の反映というのは、まさに組合の根幹を成す重要な要素でございまして。

すなわち、労働者協同組合は、ほかの組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身でつくるというものでございまして、このような組合の性格に鑑みまして、本法案では組合員それぞれが意見を出せる仕組みを設けることとしたものでございまして。

その仕組みについてももう少し申し上げますと、まず、組合員の意見を反映させる方策を組合の定款の必要的記載事項としております。第二十九条第一項第十二号でございまして。組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのかといった点について、各団体の状況を踏まえて定めることを想定をしております。

そして、各事業年度に係る組合員の意見を反映

させる方策の実施の状況及びその結果を総会への報告事項としております。これは第六十六条の第一項にございまして。これによりまして、組合員それぞれが出した意見がどのように反映されたかについて全ての組合員が確実に共有することができると考えておりまして、これによりまして、先ほど申し上げましたその基本原理というものを果たしていきたいと、このように考えております。

○石田昌宏君 とても重要なところだと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、組織について確認したいことが一点あります。

労働者協同組合、規模は様々になると思うんですけれども、比較的規模の小さな組合で組合員監査会を設けることができるというふうになっております。小さな規模の組合ですと、その組合員が組合員監査会をつくって監査するとすると、ある意味、自分自身が自分自身を、また自分たちが自分たちを監査するという形になってしまうのかなというふうに思わなくもないんですけれども、この辺、組合員監査会を認めた趣旨について御説明、お願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(橋本岳君) 組合の適切な運営を確保するためには理事の職務執行を監査することは重要でございまして、この役割を果たす者として監事を置くこととしております。第三十二項の第一項でございまして。そして、監査は、監査対象である理事からの独立性を確保するため、理事や組合の使用人との兼職ができないこととされております。第四十三条です。

一方で、特に小規模の組合におきましては、全員がその理事あるいは使用人として営業や日常事務などの組合の活動に従事したいと、こういうニーズがあるものと承知をしております。しかしながら、監事は理事や使用人との兼職が禁止されているため、監事になることでこれらの活動に従事することができなくなってしまう、そういう人が出てきてしまうということになります。

この問題をどのように解決すべきかにつきましては、この法案作成過程で大きな論点の一つでございました。議論する中で、当時、ワーキングチームの座長でおられました田村憲久、今の厚生労働大臣ですが、先生から、労働者協同組合の性格に鑑みれば、理事の活動をほかの組合員がチェックできるような規模の組合であれば、各組合員による監査という仕組みを設けることも一つの合理的な解ではないのかという御提案がありまして、この御質問の組合員監査会は、この考え方を基にこれまでになく新たな組織としての制度設計を行ったというものでございまして。

すなわち、小規模の組合において、組合の活動への従事のニーズに応えつつ、理事の職務執行に対する監査が適切に行われるように、組合員の総数が二十人を超えない組織に限り監事を置かないことができることとし、これは第五十四条第一項でございまして、その場合には、理事以外の全ての組合員で組織する組合員監査会という新たな仕組みを設け理事の職務執行を監査をするということとしております。これによりまして、要するに全員で理事の仕事の監査するという格好をつくるということ、別の独立した監査という人を置かないということにしたというところでございまして。

なお、なれ合い的な監査となることを防止する観点から、組合員監査会による監査の結果である監査報告については一定期間事務所に備え置くことを義務付けておりまして、組合の債権者による閲覧等を可能とするということとしております。

○石田昌宏君 運用にもかなり注意が必要ということもあるかもしれませんけれども、理念がしっかりと浸透することが運用をより適切にするんじゃないかなと思ひます。どうぞ皆様方の活動がしっかりとされて、地域をしつかりと守っていくような活動をしていただけたらと思ひます。

質問、どうもありがとうございます。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみ今日は、柵屋発議者に御質問したいと思ひます

ので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、質問に入る前に、私事なんですけれども、私、議員になる前、一年前まで、サラリーマン時代には企業内の労働組合の役員をもう長くやっております。なので、私がしゃべっている労働者と組合というのが入ると、どうも憲法二十八条の労働基本権に基づき、労働組合法によって、対等な労使関係の下、労働者の労働条件交渉等を行うために組織されている方の労働組合をイメージされる方がやっぱり世間にも多いんじゃないかなというふうに思っているの、まずそこは違うということを、こちらの委員会にいらっしゃる方々は当然御存じだというふうには思うんですけれども、改めていろんな方がこの新しい法律がどういう議論過程であつたかというときに、是非このことをまず最初に申し上げておきたいというふうに思ひました。

そして、本当にこの法案が可決されることによって、今日、私は、社会やそこに集う方たちにどういうふうな変化がもたらされてどんなメリット、いい効果があるのか、そのことについてお伺いしたいというふうに思っております。

この制度は地域における多様な需要に応じた事業を行う新たな法人制度だというふうに承知しておりますけれども、まず、労働者協同組合は具体的にはどのような事業を行うことを想定されているのか、そのことをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(柵屋敬悟君) ありがとうございます。

最初に、国民民主党の先生方にも大変にこの法案、御協力をいただいたこと、改めて提案者の一人として感謝を申し上げたいと思ひます。

そしてまた、今先生から言われた、労働組合とどう違うのか。実は、この質問がこの法案を考えたとときに一番たくさん出た質問でありまして、労働組合とどう違うんだというのは、本当に適切な御指摘をいただいたこと、感謝を申し上げます。

その上で、労働者協同組合は具体的にどのような

な事業を行うのかというお尋ねでございます。先ほどから基本原理の話はずっと出ておりますが、こうした基本原理に従って行われる持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業であれば、基本的に自由に行うことが可能だということでございます。ただし、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる労働者派遣事業は行うことができないというふうにしてございます。また、いろんな事業をなさっております可能性はあるわけですが、認可等が必要な事業については当然にその規制を受けると、例えば介護保険の事業であつたりですね。

その上で、現在、労働者協同組合の基本原理に沿って活動している団体では、先ほど梅村先生の議論から出るかなと思つたんですけれども、足立先生が長い答弁でありまして、出なかつたのであります。例えば訪問看護などの介護福祉事業、あるいは学童保育などの子育て事業、あるいは農産物加工品の直売所等の拠点整備、あるいは総合建物管理などの地域づくり事業、そして自立支援などの若者、困窮者支援事業。最近、私、ずっと現場を見ておりますと、小農と言われている農家の農業とか、あるいは山里的整備、山林の整備とか、こうしたことにお取り組みになっておりまして、まさに地域課題を解決するための取組が行われているというふうに理解しているところでございます。

○田村まみ君 ありがとうございます。

では、具体的になんですけど、具体的というか、済みません、それが行われているのは、今既存のNPOや企業組合法人でも行われているという話がこの議論の中でも出てきたんですけれども、この法案ができることでその形態を取って活動されている方への具体的なメリット、意義はどのようなものなんでしょうか。

○衆議院議員(棚屋敬悟君) こども随分法案策定段階で議論をしたところでございます。議論が出ておりますように、労働者協同組合は、組合員による出資、意見反映、事業従事という三つの要素

を基本原理としているわけでありまして。現行法上、このような三つの要素を満たす協同労働の実態に合つた法人制度は存在しておりません。NPO、企業組合、同種のもの、地域活動をされておられる組織はありますものの、この三つの要素を基本原理としているという組織はないわけでありまして、そうしたいわゆる協同労働を実践する団体は任意団体として活動するか、御案内の、さつき出てきておりますNPOとか企業組合など他の既存の法人形態を使つて活動していただけるわけにあります。

本法案が制定されることによりまして、労働者協同組合の基本原理に沿つた形で活動したいと考えている方々がその活動実態に適した法人格を取得できることとなるわけでありまして。また、そればかりでなく、労働者協同組合の基本原理に共鳴をし、新たに労働者協同組合を立ち上げようという動きが出てくることも大いに期待をしているわけでありまして。

一方で、本法案は、地域課題の解決のためには必ず労働者協同組合を使うべきというものでももちろんないわけでありまして、活動の在り方は様々でありまして、他の法人形態で活動したいという方々は引き続き今の形態を取られるものと思つております。

労働者協同組合は、既存の法人制度と共存するものでありまして、地域課題に取り組む活動が一層盛り上がるように、新たな乗り物、ピークルを増やし、選択肢を広げる意義があるのではないかと考えている次第でございます。

○田村まみ君 ありがとうございます。相当期待をされているということは伝わってきました。

ただ、今日も議論で幾つか、運営する中での運用の部分で書かれていない中で、本当に皆さんのその思いがそのまま現場に伝わって運営されればいいんですけれども、実態として違う形での運用があるということはやっぱり避けなければいけないというふうに思っております。そういう中でも、組織変更の規定や期間も明確に設けてされて

いますし、そのとき、今までのやり方とは違う法律の中でやるということとはしっかり説明がされていくということは希望したいというふうに思っております。

もう一つ、やっぱり組織が活動するには、原資、資金が必要です。そこはしっかり確保されていることが重要なんですけれども、協同組合では組合員の出資が活動の原資というふうになるというふうになっていきますけれども、この組合員が出資をされる意義と、通常の事業運営に加えて、特になんですけど、事業拡大や人材育成、そこに集う方たちへの人材育成を行うための資金、それを確保していくということは重要だと思ひますが、これについてはどのようになっているんでしょうか。

○衆議院議員(棚屋敬悟君) ありがとうございます。

労働者協同組合は、他の組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身でつくるというものでございまして、こうした組合の性格に鑑みれば、組合の事業に必要な財産的基礎につきましても組合員自身によって確保されるべきであると考えております。労働者協同組合の基本原理の一つとして、組合員自身に出資を義務付けるというふうになっているところでございます。

このように、組合の通常の事業運営については組合員の出資によるところが大きいと考えますけれども、組合が継続して活動し発展していくためには、更なる事業拡大や人材の育成も必要と考えております。

そこで、本法案における特徴的な制度の一つであります、就労創出等積立金あるいは教育繰越金に関する規定を設けました。

まず、就労創出等積立金でございますが、組合の事業規模、事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を積み立てておくものでございます。これは、中長期的な視点に立ち、将来事業を拡大する際の際の原資として用いることを想定したもので

ございます。

次に、教育繰越金は、組合員の組合事業に関する知識の向上を図るため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越しておくものでございます。組合では、地域のために働きたいと考える多様な方が各自のライフスタイルに合った働き方を選択することを認めておりまして、それぞれのものに合った教育を行うために設けたものでございます。

かみ砕いて言いますと、就労創出等積立金は事業づくりのための資金、それから教育繰越金は人づくりのための資金でありまして、組合員による出資のほか、これらの制度によつて事業拡大や人材育成を行うための資金が適切に確保されるものと考えている次第でございます。

○田村まみ君 ありがとうございます。

今日の議論でも、そのときに支払われる賃金の話も重要だと私は思っておりますけれども、もう一つは、やっぱりその事業が持続可能なものであるということであれば、やはり就労創出積立金でそこを確保していくというようなこと、また、そこに集う方が成長を促されるということも必要で、教育繰越金がそこにも設定されていて成長ができるという期待感を感じました。

是非、この法案成立後、本当に皆さんの思っている理念が現場に実現するようなどころまで一緒に見届けたいと思っております。

ありがとうございます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林でございます。

本法案の提出までに本当に長年にわたつて御尽力いただきました当事者団体の皆さん、そして超党派議連の皆さんに敬意を表したいと思います。

そこで、今日は法の執行をしていくに当たつて幾つか確認をさせていただきたいと思ひます。

一つは、やっぱり大きな焦点となりました労働者性の確保という問題であります。

法案では労働契約の締結が明記された、それは大きな担保として盛り込んだ意義についても議論があつたとおりかと思ひます。衆議院の審議で

も労働組合を結成する権利の確認というのでもされました。そして、今日また賃金と配当における悪用防止の条文はないというふうなやり取りもございまして、まだそういう意味での担保を付けていくという作業は、宿題はあるという状況なんだというところもよく理解いたしました。

今日質疑でも出されたことも含めて、担保していくため、労働者を担保していくための指針の策定ということが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、政府参考人から御答弁願います。

○政府参考人(坂口卓君) お答えを申し上げます。

今般、法案の第百三十条におきまして、厚生労働大臣は労働者協同組合等の適正な運営に資するため必要な指針を定めることとされ、指針の策定に当たりましては労働政策審議会の意見を聴くこととされております。

今委員のお尋ねの組合員の労働者に関しましては、今回法案では、労働者協同組合の設立、管理等について規定する組織法であるところでありますが、労働契約の締結義務について、組合員の保護の観点から、法案の第二十条において、組合は、代表理事、専務理事及び監事を除き、事業に従事する組合員との間で労働契約を締結しなければならぬ旨特に規定されているものと承知をしております。

今後の対応についてでございますけれども、衆議院の厚生労働委員会におきましても、提案者の方から、組合員は事業者ではなく労働者であることを明確にするため、今後定められる指針等において事業を実施するのはあくまでも組合であつて、組合員は事業の従事者であることや、また、労働者協同組合制度においては、組合員は組合と労働契約を結ぶ事業の従事者であり、基本的に一部の企業組合のような事業者性を有するものではないことという趣旨が明らかにされるものと考えている旨、提案者の方からの御発言もあつたところでございます。

法案が成立した場合に、私どもとしましては、これら国会における御議論等も踏まえ、指針等の具体的内容についてしっかりと検討してまいりたいと考えています。

○倉林明子君 具体的な指針の中身ということなんですけれども、一つ、やっぱり求人に当たって労働契約を明示する必要性があるんじゃないかというところが一点。それと、名ばかり理事という問題で、労働者を認める場合の要件の整理ということも示していくべきではないかというふうに思っています。

○政府参考人(坂口卓君) 先ほど申し上げましたように、指針等の具体的内容につきましては、今後、国会での御議論等も踏まえつつ検討してまいりたいと考えておりますが、法案の第二十条において、代表理事、専任理事及び監事を除き、組合と事業に従事する組合員との間で労働契約を締結しなければならない旨規定されており、代表理事等でない組合員が組合に加入する際には労働契約の締結が当然に必要なものと考えております。また、専任理事といながらも実態として組合の事業に従事する事態は、そもそも法案の第二十条違反になる旨、衆議院の厚生労働委員会において提案者からも御発言があつたものと承知しておりますので、こういった点も踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○倉林明子君 特に、確認ですけれども、名ばかり理事の問題については、理事長の指揮命令に従って事業の執行に関わる業務、人事権や予算執行権、これはないという場合については労働者性はこれ認められるという考え方になりますかね。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。先ほども御答弁申し上げましたとおり、法案の第二十条におきまして、代表理事、専任理事又は監事を除き、組合と事業に従事する組合員との間で労働契約を締結しなければならない旨規定されており、専任理事といながらも実態として組合の事業に従事させる事態は、そもそも法案第二十条違反になる旨、衆議院の厚生労働委員会において

提案者からの御発言があつたものと承知しております。

私どもとしましては、法案が成立した場合に、法の実施に当たってこのような状況が生じることのないよう、法律を周知することなどによりしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○倉林明子君 様々な懸念事項もあつたし、名ばかり理事の問題というのはやっぱり最後まで論点にもなつた問題だというふうに認識しているんですね。そういうところで指針のこの整理というのが非常に重要になってくると思いますので、その点では、衆参の委員会が出された意見も踏まえてしっかりと整備していただきたいということには要望をしておきたいと思ひます。

最後に、これ意見を申し述べたいと思ひます。それは、法案で、就労支援A型事業を実施する場合ということで、利用者である障害のある人は、当分の間、八条の組合の行う事業に従事する者には該当しないと、事業従事者に関する人数要件の算定の対象としないという規定がございます。

これは、障害のある労働者を障害のない労働者と扱いを異なると、異なる扱いをすることになるというものです。様々な矛盾を整理すればこういう形しかなかったという経過はよく伺っているところでもあります。

障害のある人の就労、生活を支援する事業所千八百八十か所が参加しますきようさんからは、不当な取扱いとなる可能性が指摘されて、見直しも求めて引き続きの検討という御意見いただいたというふうな承知しております。就労支援を利用する障害のある人たちが、働きに行くのになぜ利用料を払わなければならないのかという声が訴え続けております。B型の場合ですと、労働法はこれ適用されません、B型就労支援事業は、働く場では生活支援受けることができます。働くということ、大きな課題、この法案とは別に大きな課題があるということをお願いしたいと思ひますが、憲法と障害者権利条約に基づいて労働

働の場での他者との平等をどのように実現していくのかと、改めてこの課題が突き付けられているということは指摘して、終わりたいと思ひます。

○委員長(小川克巳君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

労働者協同組合法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川克巳君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(小川克巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午後一時開会

○委員長(小川克巳君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、里見隆治君が委員を辞任され、その補欠として塩田博昭君が選任されました。

○委員長(小川克巳君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医政局長迫井正深君外十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（小川克巳君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（小川克巳君） 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○本田顕子君 自由民主党の本田顕子です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。感染者の増加により医療提供体制の逼迫となつている地域もございます。休業することなく医療提供体制確保に御尽力なさっている全ての医療従事者の皆様に感謝をして、質問に入らせていただきます。

冒頭に、まず、通告で七番目にさせていただいておりますけれども、不妊治療に関連した質問をしたいと思ひます。

菅政権一丁目一番地に不妊治療の支援を掲げたことは、子供たちを持ちたいという思いを持ちながら苦勞されてきた多くの女性、夫婦にとつて大きな希望になったと思ひます。そして、この希望の光は、現に不妊で悩んでいる方々だけでなく、不妊の原因となる抗がん剤治療を前にした小児・AYA世代のがん患者にも照らせるのではないかと期待が高まっております。

最近の報道によりますと、がん治療に伴う不妊に備え、若い患者が事前に卵子や精子などを凍結保存する対策について、厚生労働省は二〇二一年度から費用を助成する方針を固めたとされております。早くも来年度から実現できるとすれば、それはすばらしいことだと思ひます。是非事実関係を三原副大臣にお答えいただきたいと思います。

○副大臣（三原じゅん子君） お答えさせていただきます。

若年者へのがん治療によつて妊娠するための機能、能力が低下するといった問題は、妊娠、出産を希望するがん患者にとつて大きな課題であると考えています。このため、医療機関において、卵子や精子の凍結保存など、妊娠するための機能、

能力を維持するために様々な処置が行われていると聞いているところです。

先日、私も、患者団体の要望や関係する四つの学会の提言もいただきました。また、当事者の皆様から直接お話を伺う機会もありまして、自費診療のため経済的な負担が大きいことや自治体ことの助成制度に格差があるなど、困難な状況に置かれている実態を改めて重く受け止めました。

こうした意見を踏まえまして、小児・AYA世代のがん患者の卵子や精子などの凍結保存に係る経済的支援を含む研究事業の検討を前向きに進めています。これによりまして、有効性等のエビデンスの蓄積も進めつつ、若いがん患者が希望を持つてがんと闘い、将来子供を持つことの希望をつなぐための取組を全国に広げてまいりたいと思つております。

○本田顕子君 三原副大臣、どうもありがとうございます。御答弁。本場に希望を持てるお話で、私も感銘しました。

現在、医療逼迫の中で、こうした治療を受けている患者の皆様への不安の声も伺います。患者の皆さんの情報共有や闘病の孤立を防ぐためにも、是非継続したフォローをお願いしたいと思ひます。では次に、十一月十九日の衆議院本会議、そして二十日の参議院本会議において決議されました、配付資料一でございまして、気候非常事態宣言について質問をさせていただきます。

この決議は全員一致で可決したものです。厚生委員会には特異的な質問と思われるかもしれませんが、気候変動は環境の問題だけではなく感染症対策に関係すると思ひますので、取り上げさせていただきます。

近年、地球温暖化を要因とする猛暑や台風、洪水等の大規模な自然災害の発生が多発しています。そして被害も深刻です。気候変動は環境への影響のみならず、感染症の発生や流行にも影響していることが報告されています。

例えば、IPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルの評価報告があります。IPCCの評

価報告によりますと、気候変動が感染症の発生や流行にも影響していることや、永久凍土の融解についての記載があります。

そこで、配付資料二でございすけれども、資料二の新聞記事には、北極圏の永久凍土が解けて閉じ込められた細菌が人に感染したことや、ウイルスを媒介する蚊が生息する地域を広げている等の記載があります。

感染症対策を担当する厚生労働省として、気候非常事態宣言やIPCCの評価報告についてどのように受け止めておられるか、お聞かせください。

○政府参考人（正林督章君） お答えします。

委員御指摘のように、国連気候変動に関する政府間パネル、IPCC報告書では、気候変動が動物媒介感染症等のリスクを増大させる可能性が指摘されており、令和二年十一月二十日に決議された気候非常事態宣言を踏まえ、厚生労働省としても、気候変動が健康へ与える影響についてしっかりと注視していかなければならないと考えております。

気温上昇などの気候変動と蚊媒介感染症等の発生リスクの関係等については、現時点では研究事例が限られております。

厚生労働省としては、以前より国立感染症研究所と連携して、デング熱などの蚊を媒介とする感染症等の対策を自治体と連携して進めてきたところであり、引き続き、IPCCの評価報告書を含めた知見の集積を踏まえ、環境省などの関係者と連携しながら、様々な感染症対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

○本田顕子君 ありがとうございます。本場に、今そうした御意見、答弁を賜りまして、私も非常に有り難いというふうに思ひました。

気候非常事態宣言が出されたことで、議員同士でも危機感が共有されていると思ひます。こうしたIPCCの評価報告というのは環境省で対応されておりますけれども、今後、感染症の観点から、先ほど御答弁いただきましたように、省庁横

断的にフォローをしていただければと思ひます。では次に、感染症対策強化という観点から質問をさせていただきます。

昨日、参議院本会議において、予防接種法及び検査法の一部を改正する法律案が可決、成立いたしました。これによつて、可及的速やかな実施に向けて接種体制が進んでいくわけでございますが、新型コロナウイルスについては接種後のモニタリングが何よりも大切であることがこの委員会の先生たちとの共有意識で、附帯決議も付きました。

繰り返しになる部分もあるかと存じますが、厚生労働省としてモニタリング体制の構築はどのように進めていかれるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人（正林督章君） お答えします。

現状、副反応と疑われる症状の発生を把握した場合には、予防接種法等に基づき、医師等からPMDAに報告することとされております。

新型コロナウイルスの接種に当たっては、この仕組みについて、多くの人数に接種することで副反応疑いに関する報告の件数も増える可能性があることを踏まえ、PMDAの体制強化を図ることや、迅速に評価を行うため審議会を通常よりも頻繁に開催することといった強化を図ることを検討しています。

また、国立感染症研究所においては、重篤な副反応などが報告された場合、必要に応じて症例の調査等に協力することとしており、こうした体制についても引き続き適切に確保していきたいと考えています。

今般のワクチンの接種に当たっては、こうした枠組みにより、国として接種開始後に副反応に関する情報を迅速に収集、評価し、必要な安全対策を講じるとともに速やかな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○本田顕子君 ありがとうございます。そうしたことに加えまして、私は、新しい連携として、例えば長崎大学に期待をしております。

本年夏の新聞記事によれば、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、新たな感染症に即応できる体制を強化し、研究棟を設置予定とのことでした。この棟では新型コロナウイルスの接種後のフォロー等も行っていくという記載でした。まだ建設されていないので見解は求めませんが、ウイルスは北上していくことを思えば、アジアの人口の入口となる九州、長崎でこうした施設を建設し研究を進めていくことは、私はとても有意義、意義あることだと思っております。

予防接種法の附帯決議には、未知の感染症に対するワクチンの開発について、産官学医が一体となつて国内におけるワクチンの研究開発能力等の強化に取り組むということが付されております。そうした意味でも、こうした新しい連携をつなげていくことを、これは私の希望でございますが、発言に残させていただきます。

次に、今後の新薬の開発支援についてお尋ねさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延・拡大防止のために、日本企業を含め、世界中の製薬産業が新型コロナウイルス感染症の治療やワクチンの開発に尽力されています。新薬の開発は長期にわたり、数百億円から数千億円という高額な開発経費が必要です。一方で、製薬企業は二年ごとの薬価改定で毎回薬価の引下げを余儀なく受け入れており、さらには毎年改定については慎重な検討がなされているところです。

本日は、薬価の問題は触れずに、日本の新薬開発支援についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。税制面で申しますと、研究開発税制があるかと存じますが、今後の新薬の開発支援に対して厚生労働省としてのお考えをお聞かせください。

○政府参考人(迫井正深君) 御答弁申し上げます。

医療の高度化と健康寿命の延伸のためには革新的医薬品の創出が実現できる環境整備が必要でございます。我が国の技術力、成長力や国際競争

力の強化を図るためにも研究開発の促進が重要と認識をいたしております。

一方で、新薬の開発は研究開発から実用化までに時間が掛かるほか、研究開発の中心分野が低分子からバイオなどの中分子、高分子に移行いたしておりますので、研究開発の成功確率は年々低下しているところでございまして、多額の研究開発投資を要しております。

そうした中で、製薬企業が今後とも高い投資水準を維持、拡充できるようにするための取組の一つとして、研究開発税制の延長、拡充が重要であるとと考えております。

特に製薬産業は他の産業と比べまして試験研究費の額が高い企業が多いことから、現行の上乗せ型、これは試験研究費の額が平均売上金額の一〇％を超える場合の控除額、控除上限の上乗せの措置でございましてけれども、時限措置の延長が必要でございまして、これを要望いたしております。

さらに、新薬の効率的な開発に不可欠な企業やほかの企業との連携を更に進めるためのオープンイノベーション型をより利用しやすくするための手続の簡素化についても要望いたしております。これらに要望については現在税制改正のプロジェクトにおいても議論されているものと承知をしておりまして、今後とも研究開発税制等を通じて製薬企業の新薬開発を後押しをしてまいりたいと考えております。

○本田顕子君 是非とも予算獲得に向けて頑張つていただきたいと思います。

それで、追加のところでございますけれども、今御答弁にありましたように、その新薬が成功すれば、景気に影響されず、安定した担税力を持ち、我が国の経済成長にも寄与することになります。何よりも国民の命と健康を守ることができるわけでございます。

我が国の経済成長に貢献する製薬産業を長期的な視野で是非とも応援し続けていただきたいと思います。大臣のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 医薬品産業でありますけれども、もちろん国民の皆様方の保健医療水準の向上という意味で大変な大きな役割を担っているわけでありまして、今委員おっしゃられましたとおり、産業面、経済面から考えても、知識集約型でありまして、高付加価値型の産業であります。そういう意味では、経済成長にも大変な御貢献をいただいております。

研究税制、研究開発税制でいろんな支援もさせていただくわけでありまして、それ以外にも、例えばゲノム解析の戦略的な推進でありますとか、それからバイオ医薬品の開発支援、それからバイオシミラーの普及もそうです。さらには、リアルワールドデータ、こういうものを活用する上での環境整備、これも業界の方からいろんな御支援といいますが、要望をいただいております。

基礎からその実用化までといいますか、一貫したやはり支援をしていかなきゃならぬというふうに思っておりますけれども、先般も実は官民対話、これ医薬品産業界と官民対話、これオンラインでやらせていただきました。いろんな御意見をいただきました。ただ、中々、しっかりと我々としてもお手伝いできることはあると思ひますので、これからも医薬品産業、日本の経済のためにも、そしてまた国民の健康のためにもしっかりと御支援をさせていただきたいというふうに思っております。

○本田顕子君 力強い御答弁、どうもありがとうございます。

ちよつと一つ質問が、時間ありませんのでこれで終わらせていただきます。濱谷局長、申し訳ございません。済みません。

○打越さく良君 立憲民主党、打越さく良です。

十一月三十日、旧優生保護法下での強制不妊手術について二度目の違憲判断が下されました。専ら優生上の見地から不良なる子孫を出生させないという目的の下、特定の障害や病気のある人を不

良とみなす、そして不妊手術をする、これは極めて非人道的で差別的であると。違憲判断を厳粛に受け止めるべきと思いますが、大臣の受け止めはいかがでしょうか。

○政府参考人(渡辺由美子君) 御指摘のございました十一月三十日の判決でございますが、国家賠償法上の責任の有無に関しての国の主張を認めたという判決と受け止めております。

お尋ねの違憲判決につきまして、判決でそのような言及があったことは承知してございますが、現在係属中の訴訟に関する事項でございますので、判決そのものについてのお答えは控えたいと思ひます。

○打越さく良君 大臣のコメントいただきましたかつたんですけれども、本当に残念です。

では、旧優生保護法の下で、優生思想に基づき不良な子孫を出生することを防止することを目的として強制不妊手術が行われたということ自体についてはどのようなお考えか、大臣にお願いしたいです。

○国務大臣(田村憲久君) 申し訳ありません。係争中のことなので、裁判については今局長から申し上げたような内容でございます。

一方で、この旧優生保護法でありますけれども、これ、平成三十一年四月、厚生労働大臣談話としてでありますけれども、このような談話を出しております。

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けられてこられました。このことに対して、厚生労働省としても、旧優生保護法は旧厚生省が所管し、執行していたことから、真摯に反省し、心からおわび申し上げます。こういうような表明があったわけでありま

私といたしましても、今現職の厚生労働大臣として深くおわびを申し上げると、申し上げたいというふうに思います。

あわせて、私、この旧優生保護法、これに関する与党のワーキングチームの座長をやっております。議員連盟の皆様方と協力させていただく中において、一時金支給法という法律を作らせていただいていたわけでございます。まだ多くの方々、御申請をいただいていないという状況でございますので、重ねてこの周知をしっかりとさせていただく中で多くの方々がこの一時金支給をしていただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○打越さく良君 ただ、国の責任というものは、そうした一時金の支給ということでは果たし難いというふうに思われます。

国は裁判で除斥期間を主張して、裁判所はその主張を認めたわけですけれども、ただ、やはり国の政策でこうしたことをしたと、そしてこの手術の結果と権利侵害というものは極めて重大なことであって、そして被害者の特性ゆえに権利行使がなかなか難しいということからして、除斥期間を適用することは適用ではない、失礼しました、除斥期間を主張することは正義、公平に反するのではないでしようか。

○政府参考人(渡辺由美子君) 大変恐縮でございますが、今御指摘がございました除斥期間につきまして、まさに今係属中の訴訟の中での争点になってございますので、この点についてのお答えは差し控えたいと思います。

○打越さく良君 いや、もうこの主張自体が権利の濫用と言うべきであって、本当に残念なことです。ただ、本当このような訴訟が相次いでいるということ自体が、一時金ということでは解決できないという被害者たちの思いが訴えられているのだと思います。

そして、厚生労働省としても反省したということであれば、除斥期間、退けるということが正義かなうのかということをいま一度考えていただ

きたいです。

原告の一人は三十日の記者会見で、手話通訳を介して、悔しき、子供をつくることができない寂しさは今も消えることがないとおっしゃっています。控訴審となった場合には、この除斥期間の主張、見直していただきたいというふうに切に要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

十一月十九日の当委員会での質問でも取り上げましたとおり、憲法二十五条に基づく生活保護とセーフティーネットが用意されているというのに、元々困難でぎりぎりの状況にある方が感染症で追い詰められて、それでも自助、自己責任だと頑張っておられると、そういう事態になります。大臣にそのような様々な悲鳴が聞こえていらっしやるでしょうか。

例えばということで、あしなが育英会のアンケートがございます。十月二十三日から十一月五日にかけて実施したというもので、十一月三十日に発表されました。保護者の三人に一人が収入が減少しているということですよ。三十日の記者会見に出席した女性は、涙を流しながら、GOTOトラベルについて、あしなが育英会の子供も親も旅行に行く余裕なんかありません、一日一食取れるかどうかというときもあります、旅行に行ける家庭に税金を使うのではなく、本当に困っている家庭を助けてほしいと訴えたそうです。政治はこの声を真摯に受け止めるべきではないでしようか。

資料一でアンケートを抜粋しました。

保護者の自由記述には、子供の教育費と生活費について毎日悩んでいます、自分のものや食べ物などを我慢して子供に回して生活しています、五代母親。子供は育ち盛りで食費はこれ以上削れません、私は八十八円のふりかけで御飯を食べたり、農家の人から出荷できない野菜を廃棄する袋ごともらい、虫だらけ、溶けて腐ったレタスの中から食べられる僅かな部分を探しながら涙が出ました、四十代母親。とにかくお金が足りなくて、今年いっぱい子供たちも退学かもしれない、家も追われるかもしれない、とにかく支払がで

いものだらけで、いつ生活が途絶えるのか、それが心配、五十代母親の方です。

そして、高校生からは、例えば、困っていることが多過ぎてやばい、パニック発作で死にたくない、高校二年生。進学するためのお金をアルバイトで稼げなく、また家計を助けることもできなくて、おなかがすいている、たまにはお菓子も食べたい、高校二年生。就職して母を助けたい、コロナの影響でバイトしたいけど雇ってくれところがない、高校二年生。

アルバイトがないので食費を削っている、土日は寮で御飯も出ないため、友人からもらった乾パンで空腹をごまかしている、大学三年生。現在、自分だけで学費と生活費全て賄っているが、両親の仕送りをしなければならぬ可能性もできて、安心して勉学に励むことができない、高校から学費のためにお金を借りたり、学校の奨学生になったりして努力してきたけれど、大学の学費分の学費を吸収できなければこれまでの頑張りが無に帰するようない感じがして、枕をぬらし、その恐怖に耐えているような日もある、大学二年生と。

どうしてこのような状況なのかと。ネット上でこのアンケートを紹介する記事に、生活保護を受けられるじゃないかと、受けたらいいのになというような感想が寄せられていました。確かにそうなんじゃないかと思えます。

大臣、生活保護、こういうときのセーフティーネットだと思ふんですけれども、それが機能していないのではないでしようか。

○国務大臣(田村憲久君) 生活保護の前にもいろんな、このコロナ禍ですから、いろんな支援策を講じてきているわけでありまして、例えば緊急小口資金でありますとか総合福祉資金の貸付けということを進める中において、これ、いろいろとリーフレット等々も作りまして周知をさせていただいております。

生活保護が本当の意味でセーフティーネット、最後のセーフティーネットとするならば、その前に求職者支援制度等々があるわけで、さらには生

活困窮者自立支援制度、こういうものもしつかりと、窓口うまくつなぎながら、例えば生活困窮者自立支援制度に相談に行ったときに、もうそれでは無理ならばやはり生活保護の方につないでいただかなきゃなりませんから、そういうことも徹底をさせていただく中において、そもそも生活保護制度自体もよく分かっていただけないということもあるようであります。こちらも、このコロナ禍で緊急にホームページを作ったりでありますとかリーフレット、こういうものを作らせていただいて、とにかく生活保護の申請を行うことは国民の権利であるということで、本当に困窮されたいればためらわずに御申請をいただきたいということも今広報をさせていただいておるような次第であります。

ヤフーのバナー広告というふうなものも使いながら、いろんな形でメッセージが伝わるようにはさせていただいておりますけれども、やはり本言うと、社会自体、今地域共生社会というのを目指して各自治体にもお願いさせていただいておりますが、そういうふうないろんな制度がどこに相談してもちゃんとつながるようになっていくということが大事でございまして、これから、本当に困っておられる方々に、この生活保護制度のみならず、いろんな制度があるということがつながるように、我々としても自治体と協力をいたしながらしつかりと制度整備、環境整備を努めてまいりたいというふうに思っております。

○打越さく良君 今のお話伺うと、本当に頑張ってくださいという意気込みは感じるんですけど、ただ、本当に私の地元でも、まだまだ様々な制度にしても生活保護にしても周知されていないと思いますので、是非引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

そして、次の③の方の質問に移らせていただきますけれども、本当、現場の方々によると、様々な誤解が生活保護に関してあるということ、例えば住民票上の住所から家出しているという場合には駄目なんだとか、そういうことにつ

では、念のため、誤解でよろしいかどうか、お願いします。

○政府参考人(橋本泰宏君) 生活保護制度におきましては、居住地を有する方の場合には居住地を所管する福祉事務所において保護を実施するということを原則としておりますが、ここで言う居住地というのは、住民登録上の住所ということではなくて、実際に居住事実のある場所というものを指してございます。また、居住地がないあるいは明らかでない場合には、その現在地を所管する福祉事務所での保護を実施すると、このようになってございます。

○打越さく良君 そういうことを、皆さんにとっては当然のことだというお気持ちでしょうけれども、本当に知られていないと思いますので、引き続き周知をお願いしたいというふうに思います。そして、さらに、支援の現場の方々によると、扶養照会が生活保護申請を控える大きな要因となつていている方がいます。家族とうまくいかないうで家出してくていく方がいらつしやると。親も貧しく頼れないという方もいらつしやいます。生活保護法四条二項ですね、民法の認める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行われるものとすると、この条文がかなり大きな影響があるようです。十一月二十七日の衆議院厚労委員会では長妻委員が指摘したとおり、日本ほど幅広くやつている親族照会はないと思われまふ。

資料二ですけれども、裁判官や家庭裁判所調査官も私のような弁護士ももう必ず参照するようなテキストですが、そこからの抜粋を示しました。民法の認める親族の扶養の範囲は、近代法に類例がないほど広範であり、特に現実には共同生活をしていない親族にまで扶養義務を課しているということを考えて、私的扶養優先の原則の適用に際しては、特に慎重な考慮を払うとともに、公的扶助を整備強化することによってその補充性を緩和し、できるだけ私的扶養の機会を少なくすることが望ましいと。もっともな考えだと思ひます。

近代法に類例が見えないほど広範である民法上の

扶養義務者に全部照会されてしまうんではないかと。もうそんなことをおびえて生活保護申請を諦めてしまう方々がいらしたら問題ではないでしょうか。できるだけ慎重な考慮を払うべきですし、公的扶助を強化すべきだと思います。御見解をお願いします。

○政府参考人(橋本泰宏君) 扶養義務者の扶養というものが保護に優先して行われるということは、先ほど委員が御指摘されたように、生活保護法上に明記された基本原理でございます。また、この扶養照会を行う範囲につきましては、民法上の扶養義務者の範囲も踏まえて設定しております。このような制度の根幹については維持していくことが必要だというふうに考えております。

ただ、一方におきまして、生活保護が必要な方には確実かつ速やかに保護を実施することが重要でございますし、お尋ねの扶養照会につきましては、親族関係をいたずらに悪化させて要保護者が申請をためらうことのないように慎重に対応する必要があります。

このため、例えば配偶者の暴力から逃れてきた場合といった扶養を求めている方が自立を阻害する場合ですとか、あるいは二十年間の長期にわたつて音信不通など明らかに扶養が期待できないような場合ですとか、こういった場合には扶養義務者に対する直接の照会を行わないといった配慮を求めてございまして、今年の九月にはこうした取扱いを自治体の方に再度周知をさせていただいております。

こういった取扱い、きちんと行われるように、引き続き現場に対して周知徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

○打越さく良君 ちよつと今の御答弁では、やはり現場で一般の方たちが大変生活保護申請のぎりぎりを超えても諦めてしまう要因なのではないかなというふうに思ひました。

そして、二十七日の衆議院厚労委員会での、生活保護について、扶養は優先するという優先原則について大臣が御答弁されていたと思うんですね

れども、ちよつとその原則の意味が曖昧だったかなと思ひますので、その原則、この優先するという意味について確認したいんですね。これも、保護受給者に対して実際に扶養援助、仕送りなどが行われた場合は収入認定して、その援助の金額の分だけ保護費を減額するという意味であつて、保護義務者による扶養は保護の前提条件とはされていないという意味で、理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 今委員御指摘のとおり、生活保護法の四条の一項の方で保護の要件の方を定めています。こちらの方は、この利用し得る資産や能力その他あらゆるものをこの生計維持のために活用すると、これが要件というふうになつていふわけでございまして、一方において、扶養というのは、法律に定める扶助は全てこの法律による保護を優先して行われるというものでございまして、扶養による仕送りなどがあつた場合にはそれを収入認定するという形で保護費としては減額すると、そういう扱いをするという趣旨でございまして。

○打越さく良君 戦後、私的扶養を強調するということとは封建的で時代錯誤的であつて、もうそんな制度から改めるということになつたはずなんです。が、そういう私的扶養というものが条件だというふうにはむしろ誤解している方たちがまだまだ多いように思ひますので、その誤解を解くように運用していただきたいですし、周知徹底をお願いしたいです。

次の質問に参りますが、私の地元新潟もそうなんですけれども、公共交通機関の廃止が相次ぐような地方では自動車が必要で生活できません。病院まで自動車で三十分や一時間掛かることも珍しくない状況です。歩いて買物に行けるお店もなくなつて、生活必需品も郊外の大形店に行かなければ買えないという実情にあります。

資料三の総務省の年収下位二〇％一千世帯当たりの保有台数の表ですが、都市部を除く三十七の県で一千世帯当たりの台数が一千を超えています

と。これは、移動に自動車は必要であつて、ぜいたく品ではないということを示しています。

資料四は、教育社会学者の舞田敏彦先生が今年七月二十二日の記事で示した自動車必須と母子世帯の生活保護の図です。自動車必須度と母子世帯の生活保護受給率が強く連関している。明確なマインスの相関関係にあることが分かります。車の必須度が高い県ほど母子世帯の生活保護受給率が低い傾向にあるわけですね。

まず、生活保護と自動車保有の関係に関する四月七日付けの厚労省の通知を御説明ください。

○政府参考人(橋本泰宏君) 先ほど私申し上げましたように、利用し得る資産、能力その他のものを活用するということは生活保護の要件でございまして、これは保護の補足性ということで法律上明記されてございます。

自動車の保有につきまして、保有を認めないというのが原則なわけですが、一方におきまして、一時的な収入減少により保護が必要となる方について、スムーズに就労再開できるよう通勤用自動車等の資産の保有を柔軟に取り扱い、また保有を認めた場合には、例えば求職中の一人親世帯の保育園送迎等に使用してもよいこと、こういった弾力的な運用を行うように、今般の事態に合わせた形で累次事務連絡等で周知を図つているところでございまして、今後ともそういった形での周知を続けてまいりたいと思つております。

○打越さく良君 ただ、本当、周知をしていただいているということですが、本当にこの通知にしても全然知られていないんですね。だから、もっと分かりやすく広くやつていただきたいというふうに思ひます。

それで、全国市長会からも、平成十九年から毎年自動車保有条件の緩和が要望されているのではないのでしょうか。そのような要請もあるので、そもそも自動車保有容認の基準を緩和すべきではないでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 自動車の保有ということをめぐるまして地方自治体の関係者の方々が

ら様々御意見いただいていることはもちろん承知しておりますし、またそういったものを踏まえて引き続きいろんな形で検討をしなければならな
いと思っております。

周知という点で少し補足させていただきます
と、先ほど大臣の方から申し上げた生活支援のた
めのリーフレットでございますが、こういった中
で、不動産、自動車は例外的に保有が認められ
る場合がありますということを明記いたしまして、
ホームページとかツイッター使って周知をさせ
ていただいておりますのでございまして、そうい
った点を併せてやっていきたいというふうに思っ
ております。

○打越さく良君 本場に工夫していただきたい
ですね。自動車の処分価値がある場合とない場
合を分けて、ない場合についてはそもそも資産に
当たらないことから、ガソリン代とかそういった
ものの捻出があれば保有を認めるということを考
えていただきたいとか、そういうふうに思うん
ですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 個々には申し上げ
られませんが、最初に申し上げた利用し得る
資産、能力その他のものを、あらゆるものを活用
するということの関係でどうなのかということ
を個々に検討してまいりたいと思います。

○打越さく良君 次の質問に移りますが、行政が
窓口でこの人は生活保護基準以下だなという人
を把握しても、必ずしも生活保護につながって
いないような現状があるようです。先ほどのよう
に、生活保護の申請窓口でも、自動車について
詳細を問うことなく保有していたら駄目なんだ
というふうに拒否される場合もあるということ
も伺っています。

どうしてそのようなことが起こるのかとい
うと、その要因は定かではありませんが、一つ
にはケースワーカーの増員が間に合わなくて非
常に余裕がないこともあるのではないかと。制度
を熟知して経験を蓄積することができないの
ではないかと、心配です。

社会福祉法上の標準数はどうなっているで
しょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) ケースワーカー、
これはまさに最低生活の保障と自立の助長とい
う。この生活保護を担う貴重な人材でございます。

社会福祉法におきましてこのケースワーカー
の数につきましては、市部におきましては被保
護世帯八十世帯に一人、郡部におきましては
六十五世帯に一人ということを経験として
定められています。

○打越さく良君 ところが、現実にはもう
到底こんな数字ではなくて、もっと多くの世帯
数を担当しているワーカーも多いというふう
に伺っています。それで現場は十分に対応し
てくれと、利用者に寄り添えということ
は本場に無理な要求ではないかというふう
に思います。

ケースワーカーが心身疲れて病気休職も問
題になっていると思うんですが、その点、
把握されているでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) ケースワーカー
の方々のそういった病休等の状況につきましては、
ちよつと関係する省庁にも聞いてみました
けれども、把握していないという状況でござ
います。

○打越さく良君 是非把握していただきたい
というふうに思います。

全日本自治団体労働組合より、十月二日付
けで、大臣に、生活保護、生活困窮者自立
支援施策に関して要請がなされています。そ
の各項目について善処していただきたいん
ですが、一つだけ取り上げますと、ケー
スワーカーの配置につき、標準数を超えて
いる自治体に適正な人員となるよう指導、
助言の強化をという要請もあるんですが、
強化していただけるでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 私どもの方で、
都道府県等に対する事務監査というものを
国の方でも直接行っております。その中
で、常時標準数を満たしていない福祉事
務所を把握した場合には、ケースワーカー
の充足について個別に指導させていただきます
です。また、全国会議等の場を通じまし

ても、都道府県や指定都市などに対して
ケースワーカーの充足についての指導の
徹底をお願いしているところでござい
まして、今後ともそういった要請をして
まいりたいというふうに考えてござ
います。

○打越さく良君 自治体の要請には、ケー
スワーク業務の外部委託化を行わないこと
というのも含まれています。外部委託化
というのは本場にゆゆしき問題では
ないかと思っております。

二〇一九年十二月二十三日に閣議決定
された外部委託化に関する方針について、
御説明をお願いいたします。

○政府参考人(橋本泰宏君) この地方から
の提案等に関する対応方針ということで、
ケースワーク業務の外部委託につ
きまして閣議決定した内容でござ
います。一つは、現行制度で外部委託
が可能で業務の範囲について令和二
年度中に整理した上で必要な措置を
講じること、また、現行制度で外部
委託が困難な業務については外部
委託を可能とすることについて検討し
令和三年度中に結論を得て必要な
措置を講じること、こういったことが
決まっております。

○打越さく良君 その閣議決定の方針
の中で地方公共団体の意見というの
もあるんですが、その中には、それ
は令和元年度生活保護担当指導職員
ブロック会議資料というものも参照
されるのではないかと考えられます。
ブロック会議では、ケースワーク
業務の負担軽減について協議され
ました。各自自治体に対し、ケー
スワーク業務の一部を外部委託する
ことや非常勤職員が行うことにつ
いてどのように考えますかと質問
されました。その結果はどのよう
なものでしたでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 私ども
では、例年、生活保護指導職員
ブロック会議というものを
行っております。これは、生活保
護の運用につきまのいるような
意見交換を行うということを
目的として行っているものでござ
います。令和元年度に行いました
このブロック会議の中の一つで
ございますけれど

も、アンケートを行いまして、ケー
スワーク業務の一部を外部委託
することや非常勤職員が行うこ
とについてどのように考えますか
と、こういう質問をさせていただ
きまして、それについての賛成
が四四・四％、反対が二六・四
％、その他が二九・六％という
結果が出ております。

○打越さく良君 資料五にその
アンケート結果を紹介してござ
います。これをもつてケー
スワーク業務の一部を外部委託
することについて多くの自治
体が賛成していることみなされ
てしまうのは、本場に懸念され
ます。

このアンケートですが、まず質問に
問題があるということ、ケー
スワーク業務の一部を外部委託
することと非常勤職員が行うこ
とというのは全く違います。そ
の全く違う二つの質問を一つに
してしまうと、例えば、外部
委託化は賛成するけれども非常
勤化は反対と、あるいは非常勤
化は賛成するけれども外部委託
化は反対という人、あるいは
どういふふうな答えたらいい
かわからないという類いの質問
である、異質な質問項目のど
ちらかに賛成したら賛成と評価
してしまうとしたら問題です
ということ、この子細を分析し
た吉永純花園大学教授の「賃
金と社会保障」という雑誌に
載った論文を読ませていただ
いたんですが、その中で、吉
永教授は、このアンケート結
果を細かく分析なさって、民
間委託への賛否と非常勤職員
に担ってもらうことを分けて
再集計された。

それが資料五の下半分です
けれども、そうすると、外部
委託には賛成というのは七・
二％にとどまって、その六
倍以上の四四・八％、半数
近くが反対である、という
ふうに出てきます。むしろ、
多くの自治体がケー
スワーク業務の外部委託
化に反対していると受け止
めるべきではないで
しょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 先
ほど私申し上げました
アンケートというのは、福祉
事務所におけるこの負担
軽減、業務負担軽減策を
どうするかとい

う意味で、外部委託ですとかあるいは非常勤職員の活用、こういった議論があるものですから、そういった活用につきましての議論を行うための材料として、あくまでも便宜的にまとめたものにすぎません。

この会議におきましては、委員御指摘のように、自治体からは片方のみ賛成とする意見もございましたし、また条件付で賛成する意見もございました。様々な意見もいただきました。何%がというふうなことが問題なのではなくて、一つ一ついただいた具体的な御意見を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

○打越さく良君 そういうことであれば、ケースワーク業務の外部委託化という結論に強引に導こうとしているのではないかとということが単なる杞憂だということであればそれで結構なんですけれども、そうであれば本当慎重に分析して受け止めていただきたいというふうに思います。

そして、閣議決定にあつた福祉事務所の実施体制に関する調査結果も踏まえるということなんですが、それは厚生労働省が委託して日本ソーシャルワーク教育学校連盟、ソ教連が今年三月に発表した実施報告書もそれに当たるとは思わないかと思われる。それで明らかになったということとはどんなことでしょうか。というのは、こちらから申し上げますと、例えば指定都市、中核市、一般市へのヒアリング調査からは、現在外部委託されている事業のほとんどがそもそも現業員が担うことを想定しない業務、例えば学習支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、求人開拓業務ということであることが判明したのではないのでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 令和元年度に行われましたこの調査研究におきましては、ケースワーク業務の一部につきまして、事務的な手続等を非常勤職員が行っている事例ですとか、あるいは保護の決定、実施に関わらない業務について非常勤職員の活用や委託を行っている事例ですとか、こういったものの報告があつたというふうに承知い

たしております。

○打越さく良君 この調査をもつてケースワーク業務、様々ケースワーク業務の外部委託化が必要だということは根拠付けられないということだけ、念のため申し上げたいというふうに思っています。

そして、時間がもう限られてきましたので一つだけ申し上げると、暮らして困った方々は真つすぐに生活保護申請の窓口にはいらつしやらないと。例えば、水道代が払えないとか、子育てに困っているとか、もう主訴は様々であつて、それに、それぞれの自治体窓口に現れるということ、この人は生活保護の基準の人なんじゃないかというふうな窓口で気が付いても、縦割り思考で止まつてしまつては必要な支援にたどり着けないのではないかとというふうに思いますので、本当に、そして一つのとこで、例えば風俗の方が自分はこのいう仕事をしているとか御相談しても、また違う窓口で同じことを話さなきゃいけないという、とつても苦痛だということなんです。だから、その自治体の中で一つ、一人の方の様々なことがワンストップのように情報が共有されるようなことにならないかということが要請をされているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(橋本泰宏君) 委員が御指摘のように、生活に困窮されている方というのは、家計、仕事、住まいなど様々な困難を抱えていらつしやいますので、自立相談支援機関におきましては、そういった様々な不安というものを幅広く受け止めて、関係機関と連携しながら包括的な支援を行つていかなければなりません。

平成三十年に生活困窮者自立支援法の改正を行つたわけですが、この中で、関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われる方に関する情報の共有を行う支援会議というものを法定化しまして、関係機関の連携の強化というものを進めさせていただきました。この支援会議のイメージですが、今委員、水道事業者とい

うことを挙げられましたけれども、そういったライインの事業者なども含めて関係者が集まる、そういった場として念頭に置いているものではないかと思ひます。

それから、あと、自治体の実践例の中におきましては、最初の相談窓口で聞き取つたものを共通のシートにまとめまして、本人の同意の下で関係機関で共有するといった取組がございます。具体的には、東京都の足立区でつなぐシートというふうなものを作りまして、これを関係者間で共有するといったことを実際にやられております。こういった事例につきまして私も周知をさせていただいておまして、そういった様々な工夫した取組を通じて関係機関の連携強化ということに努めてまいりたいと思っております。

○打越さく良君 ちょっと時間が近づいてまいりましたので、最後に一つだけ。

児童手当の特例給付の廃止議論ですけれども、それは子育ての罰の加重だということなんかも批判されているんですが、本当に少子化対策というものにも逆行すると思ひれます。これについては、もう本当に廃止に向けたことはやめていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(吉川超君) お答え申し上げます。御指摘の児童手当でございますが、多子世帯や子供の年齢に応じた給付を求める声がある一方で、社会状況の変化の中で、世帯間合算の導入や特例給付の見直しをというような声、これが双方ございますので、児童手当については、少子化対策社会大綱において、給付の在り方について検討することとされているものであります。

なお、こういった現金の給付、こういったものの重要性も十分認識しつつも、昨年十月に幼稚園、幼児教育、保育の無償化を開始し、子育て世帯全体の支援を順次拡充しているところでございます。そういったところを踏まえながら、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討してまいりたいと思ひます。

○打越さく良君 少子化対策ということであれば、子育てに係る予算の中でやりくりするというところではない発想が求められていると思ひます。

終わらせていただきます。

○川田龍平君 立憲民主党の川田龍平です。今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず冒頭、質問がちょっと短くなつたので、三番目の質問を二番目に持つていきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

まず、新型コロナウイルスの接種体制について。法案の審議は終わつたんですが、二十四日の厚生労働委員会、ワクチンの種類がいろいろあることで混乱が起きないように体制、することについて古川議員から質問がありまして、それに対して正林健康局長からは、できれば一回目と二回目は一緒の方が望ましいという趣旨の発言がありました。

これ、政府の見解を確認させていただきたいんですが、政府の立場として一回目と二回目のワクチンの種類ができれば同じがよいという立場だということでしょうか。答弁された意図を確認させていただきます。

○政府参考人(正林督章君) 十一月二十四日の古川委員の御質問に対する私の答弁については、新型コロナウイルスワクチンは開発中であり、その詳細がまだ分からないという状況の中で、新型コロナウイルスが二回接種となった場合には、一回目の接種と二回目の接種に用いるワクチンは同じメーカーのワクチンを接種することが基本である一方、過去に例があつたように、私自身が当時課長時代でしたけど、ポリオだったと思ひますけど、ポリオのワクチンのように臨床試験が実施されて互換性が確認された場合には異なるワクチンでの接種の実施もあり得るため、望ましいという表現を用いました。しかしながら、私の答弁を聞いていた方々に、一回目の接種と二回目の接種に異なるワクチンの、異なるメーカーのワクチンを用いることともいえないという意味で受け止められてし

まったのであれば、おわびを申し上げたいと思います。

複数回接種のワクチンについて、互換性が確立していない場合には、異なるワクチンの、異なるメーカーのワクチンを接種することは推奨されません。また、現在進行中の新型コロナウイルスの治験においても、異なるワクチンを接種してよいという観点でのエビデンスはないと承知しており、二回接種が必要となった場合には、国民の皆様が一回目と二回目の接種に同じメーカーのワクチンを接種できるような接種体制の構築に取り組みでまいりたいと考えております。

○川田龍平君 これ大変重要なんです、一回目と二回目のワクチンが異なっていて事故が起きた場合には、これは適応外使用になるわけですから、どちらの製薬会社も責任を取らないという可能性になりませんか。

英明な古川先生もこれすぐに気が付かれて御指摘をされましたが、臨床試験は同じワクチンを二回接種することで効果、効能の測定をしているということですから、効果が保証されるのは同じワクチンを二回打ったときだけです。

確かに、モデルナとファイザーのワクチンはよく似ていますし、しかし、アストラゼネカのワクチンは種類が全く違います。全く異なるワクチンを使って何が起るかがよく分からないという、これは、局長のさきの発言というのは、リスク分析も何もしていない組合せで接種するのもありだと言っているようなものです。

国は国民にやっぱり努力義務という重い自主判断を背負わせているのですから、こんないいかげんなことにならないように、誰にでも、誰にとっても安心、安全に、そして適切な接種を適正に受けられる制度をつくるのが国の責任だと思えます。

そういうことをやっぱり考えていただいて、やっぱり是非、間違いがあっても仕方がないなどという甘い制度設計をするので被害が起きているのではないかと思います。国は責任を持って、間

違いが起こらないように、その一回目と二回目のワクチンが異なるようなことは絶対に起こらない確固たるシステムというのをちゃんとつくるという宣言をするのが局長の責任だと思えます。

例えば、一回目と二回目が違うワクチンになることを容認してしまうような制度設計があったら、これは適応外使用で生じた有害事象を根拠にして製薬企業を裁判に訴えても、これは適応外使用での有害事象ですから、どこまで製薬企業の責任を問えるのでしょうか。そもそもどちらのワクチンが原因なのか簡単には証明できないということになります。何か事故があっても製薬企業の責任を問える範囲が狭まりますし、そもそも裁判に勝てる見込みも低いとなれば、製薬企業と損失補償契約を結んでも使うことがありません。これでは、国はこの損失補償契約を実行させないために曖昧な制度をつくっているのではないかと非難されても仕方がないではないでしょうか。

国民健康保険、医療保険制度の下では適応外使用に厳しく対処している厚生労働省が、なぜワクチン政策では適応外使用を認める制度をつくらうとするのか理解ができません。

大臣、ここは大事なことですからもう一度確認しますが、一回目と二回目のワクチンが異なるなどといういいかげんな制度にならないと明言していただきたいと思います。国民目線で、事故が起これないということに細心の注意を払った制度にするを確約してください。

○国務大臣(田村憲久君) 局長の方から前回曖昧な発言があったて、今訂正をさせていただきます。

厚生労働省として、一回目と二回目が変わったワクチンを打つなんということは想定をいたしておりません。ちゃんと二回打ちの場合は同じメーカーのワクチンを二回打つていただけるような形で体制整備、それを今考えているわけでございますので、そのようなことがないように、国民の皆様方に安心してワクチンを打つていただけるような体制をしつかり整備してまいりたいというふう

うに考えております。

○川田龍平君 正林健康局長と今の林予防接種室長、お二人がHPVワクチンのときの予防接種室長と筆頭補佐ということでしたよね。本当に、やっぱりここはしっかりとふんどのひもを締め直してちゃんと予防接種行政を担う、このように猛省していただきたいと思います。

次に、三番の質問に入らせていただきます。

厚生労働省の児童養護施設入所児童等調査によると、お配りした資料によると、平成三十年二月一日現在で、心身に何らかの障害を持っている児童は児童養護施設において三六・七％に上ります。また、親から虐待を受けた経験のある子は六五・六％に上り、児童養護施設に入所する理由が、放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否を合算、合計した虐待の子は四五・二％に上ります。

このような子供たちが障害福祉サービスを利用する場合、施設の所在地、居住地である、住所地である自治体ではなく、親が住んでいる市区町村に施設が申請することとなります。これは、施設がある自治体に財政的な負担が偏らないための措置と聞いていますが、親が何らかの事情で現在の居住地から転居する場合は、申請する自治体も親の転居先となることから、これまで利用していたデイサービスなども再申請が必要となります。

今年の九月に東京都にある児童養護施設で働く自立支援コーディネーターからお話を伺ったところによれば、親が転居を繰り返すことや親の転居先が遠隔であって調査に時間を要するなどにより、申請からサービスが決定するまでに時間を要し、子供がその間サービスを受けられなくなるなどの不具合が生じているといった事例があるといえます。

厚生労働省は、このような事例について把握し、また対処しているのか教えてください。
○政府参考人(赤澤公省君) お答えいたします。児童養護施設に入所する障害児の方が放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する場

合、基本的には当該児童の保護者が居住する市町村が利用の可否を決定することとなっております。

御指摘いただきました保護者が児童養護施設の所在地と異なる市町村に居住している場合に手続に時間を要し、障害児の方がサービスを速やかに利用できない事例があるということは承知いたしておるところでございます。

こうした事例が生じる一因といたしましては、児童養護施設に入所する障害児が障害児通所支援等を利用するときの取扱いや事務処理の流れについて市町村等に浸透していないところがあるものと考えており、今後、市町村等に対し具体的な事務の取扱いをお示しするなど、御指摘の事例に係る事務が円滑に行われるよう対応してまいりたいと考えております。

○川田龍平君 このサービスの利用決定の基準が自治体によって異なるということから、例えば今おっしゃったこの利用できていた放課後等デイサービスが親がほかの自治体に転居したことによって利用できなくなるといったことはあり得るのでしょうか。

○政府参考人(赤澤公省君) 放課後等デイサービス等の利用の可否等を判定する上での勘案事項というのは国から市町村に示しておりますところであり、利用の可否について基本的に市町村によって大きく判定が異なることはないと考えております。

しかしながら、判定に当たりまして、あくまでもその時々障害児の方の状態や置かれた環境等を勘案して決定するというものでございますので、それまでの判定と異なる結果が出る場合もあり得ると考えております。

○川田龍平君 都内の児童養護施設で育った子供が退所後に近所の障害者グループホームに入所しようとしたところ、親の居住地が都外である、いわゆる都外ケースのために、都独自の運営費加算が入らないとして入所を断られたとの例もあると聞きます。

児童養護施設に入所する子供の中には虐待を受けて親から離れた子供も多いというのに、親の居住地や転居によってサービスを利用するまでに時間を要したりサービスを受けられなくなるという不具合が生じていることについては正していく必要があるのではないかと考えますが、厚生労働省としてこれまでも何らかの対策を取っているかについて、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(田村憲久君) 今ほど説明がありましたがとおり、どうしても親が途中で転居した場合に障害をお持ちのお子さんがいろんなサービス受けるのに改めて申請した場合、届出した場合に、親が住んでいるところが対応するという話になります。

ですから、例えばお子さんの状態像、これを見なきゃいけないわけでありまして、そのときに、出張といいますか遠方の自治体から出てきてその状態像を確認をするということをするのか、それとも今そのお子さんがおられる地域でそれを確認するのか、これいろんなパターンがあると思います。

そういうことも含めて、ただ、これ引き続きやっぱりお子さんが、障害をお持ちのお子さんがサービスを受けられるということは、これはもう絶対必要なことでございますので、そこがそういうような親が転居したことによって滞ってしまうということがないように、各自自治体には我々もお一層、どのような手続が必要かということも含めて徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 是非これ大臣にお願いしておきたいんですが、親の転居等の情報が自治体間でスムーズに引き継がれて、申請手続の簡素化や短縮化により子供が切れ目のない支援を受けられるようにする必要、是非国には自治体用に事務マニュアルを作成するなどの対応を早急に行って、こういった問題の周知を徹底する必要があると考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) おっしゃられるとお

り、そのところがなかなか徹底できていないというところは、事務マニュアルも含めてどういふふうな形にしなきゃいけないのかというのはなかなか分からないというところもあるんだと思います。

今提案のいただいたような、そういうような具体的なものをご自治体にお示しできるように努力してまいりたいというふうに思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

子供、本当にすぐ大きくなってしまいますし、成長のところでやっぱり本当に利用できないことがあって、本当にそれによって就職の機会をなくしたりとか、いろんな事例があるそうですので、是非よろしくお願いいたします。

次に、栄養学の問題について。

健康日本21第二次の案では、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図る等の取組によって、結果として健康寿命の延伸、健康格差の縮小を実現するという考えの下で、国民の健康の増進に関する基本的な方向の一つとして、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯と口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を挙げています。

このように、日々の健康づくりのためには、部門別、科目別に診察、診療することのみならず、栄養学や運動、社会活動などの各分野の側面から人の体を総合的に見る必要があります。

しかしながら、今の医学教育の問題などの原因により、栄養に関する系統的な知識やスキルを持つていない医師が多いなどの指摘もあるなど、健康日本21の第二次において重視される栄養や食生活といった分野は医学部を中心とした医療従事者の養成課程において必ずしも重視されていません。その結果として、医療の現場においてなかなか実践されていません。

一人一人の健康づくりにおける栄養学の重要性に対する厚生労働省の考え方を教えてください。

また、健康日本21の掲げている基本的な方向性を重視していくことについて、今後の医学教育における文部科学省の考え方も教えてください。

○政府参考人(迫井正深君) 御答弁申し上げます。

議員御指摘の患者一人一人に対応した栄養指導や栄養教育について、医療現場において医師自らがこれに対応するだけではなくて、チーム医療を推進し、栄養学に関する十分な知識を有する管理栄養士さんあるいは看護師さんに活躍いただくことも期待されているところでございます。

このような観点から、平成二十二年にチーム医療の推進に関する通知を发出をいたしまして、傷病者に対する栄養管理、栄養指導や栄養状態の評価、判定において管理栄養士を積極的に活用することが望まれることを示すとともに、平成二十三年にはチーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集を作成をいたしまして、多職種による栄養サポートチーム、あるいは管理栄養士の病棟配置による栄養管理の事例などの取組、事例紹介などの取組を行ってきております。

さらに、医師の働き方改革におきましても、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的方向性の一つといたしましてタスクシフティング、タスクシェアリングを挙げておりまして、現行制度下でのタスクシフティングも最大限活用しつつ、多くの医療専門職種それぞれ自らが能力を生かし、より能動的に対応できる仕組みを整えていくために検討を行っているところでございます。

○政府参考人(川中文治君) お答えいたします。

食事を始めといたしました栄養素の摂取による健康の増進について深く理解した医師を養成するため、医学教育において栄養学的な観点から医療を見る力を身に付けさせることは重要であると認識しているところでございます。

このため、文部科学省におきましては、医学生が卒業時までに身に付けるべき能力を示しました医学教育モデル・コア・カリキュラムにおきまして、食生活を含む生活習慣、各種栄養素の機能や

身体への作用、また診療における食事・栄養療法など栄養学を理解するための学修目標を設定するなど、教育内容の充実を図っているところでございます。これにつきまして、各医学部におきましては、例えば、滋賀医科大学では、遺伝現象の仕組みを分子のレベルで理解し、個人の特性に応じた治療や疾患の発症抑制のための栄養などを理解する科目や、北里大学では、栄養という観点から細胞内代謝を理解する科目を導入している取組などがあると承知しているところでございます。

文部科学省といたしましては、引き続き、モデル・コア・カリキュラムを通じて各医学部において栄養学に関する体系的な教育が実施されるよう、各大学の取組を促してまいりたいと思っております。

○川田龍平君 時間が来ましたので終わりますが、次回、この分子栄養学とプロバイオティクスとプレバイオティクスについてしっかりと、腸内細菌のこととか是非しっかりと質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしく申し上げます。

昨日成立しました改正予防接種法等法案、法律、今後の運用がまさに大事であります。それに当たつての参考として、先日、参考人として来ていただいた坂元参考人、大変御示唆に富むお言葉たくさんありました。

その中で二つ。一つは、まず予防接種台帳の広域化に関連して各自自治体のシステムが統一されていないということでありまして。現実、自治体はそれぞれのベンダーと契約、設計し、仕様等も違うという状況があるわけでありまして、やはりクラウド技術などを活用して自治体ごとのシステム標準化、統一化、これを行うことが最終的には国民の健康にも資するということに対しての認識と、改めて、今デジタル庁の議論がある、そことの連携についてお伺いするとともに、あともう一つは、坂元参考人がおっしゃっていたことは、副

反応に対する情報提供。これにつきましては、メーカーの市販後調査と予防接種台帳、VシSTEMのリンクによる副作用の、副反応の見える化という提案もありました。これについての厚生労働省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(正林督章君) お答えします。

地方自治体シSTEMの標準化については、新経済・財政再生計画改革工程表二〇一九などで定められたスケジュールに沿って進めているところであり、予防接種なども含む健康管理分野についても、二〇二二年夏を目途に標準仕様を作成するために検討を進めているところであります。これにより、国、地方自治体等の相互の連携が確保され、健康分野においても住民サービスの向上が期待されると考えております。

今後、シSTEMを実際にご利用する自治体の意見も丁寧に関きながら、内閣官房情報通信技術(ＩＴ)総合戦略室や今後創設予定のデジタル庁とも連携し、クラウド技術などの活用も踏まえつつ進めていくつもりです。

御指摘の提案に関して、ワクチンの副反応に関する情報収集については、現状、予防接種法等に基づき、接種後に副反応と疑われる症状についてPMDAが医師や製造販売業者等から報告された情報を取りまとめ、厚生労働省の審議会で評価し、必要な安全対策や情報提供を実施しており、新型コロナウイルスの接種に向け、PMDAの体制強化や報告の電子化に向け準備を進めています。

また、ワクチン接種の記録については予防接種法に基づき市町村において保存され、ワクチン使用量についてはワクチン接種円滑化シSTEM、いわゆるV-SYSと呼んでいます。把握されることになっており、それぞれのシSTEMから得られる情報を有効に組み合わせ、適切な情報収集に取り組んでいきたいと考えております。

なお、ワクチンの安全性評価において、予防接種記録といわれる予防接種台帳とのリンクですが、ごめんなさい、予防接種台帳、すなわち予防

接種記録と保険診療データを連結することにより評価する。そのシSTEMの必要性についてかねてから御指摘いただいています。これについては、試行的に今市町村が有している予防接種情報と保険者が有している保険診療に関する情報を連結し分析する事業を昨年度から開始しています。いずれにしても、それぞれのシSTEMから得られる情報を有効に組み合わせ、適切な情報収集に取り組んでいきたいと考えております。

○矢倉克夫君 副反応の情報を知り提供していただくことが、最終的には情報を知ることの安心感が接種にもつながると思います。是非よろしくお願ひします。

次に、コロナの中でやはり最前線で頑張っている方々の介護、障害の関係の従事者の方、どんなときも利用を止めないで、また利用者のためでもあつたし、親族にも会えない方々に代わって頑張つていらっしゃる方々に対してであります。こちらが見解を出して、例えば介護報酬などはプラスとする事情が見出せないなどというふうな見解も出ていたというふうに向つております。

しかし、私は、例えば報酬単価にしても、例えばコロナ以前から特別養護老人ホームの三四年強が赤字であつたり、その七割が平成二十九年から赤字が継続している、こういう状況がある。このいろんなサービスがある中で、それを全部均一化して数値を出しているというふうなことは非常におかしいかなというふうに思つております。

あわせて、介護報酬、処遇改善の方なんですけど、先日介護従事される方から話を聞いたんですが、皆さん、いや、もつともつとやはり処遇改善がないと将来が不安だ。介護人材の有効求人倍率は全職業の四倍。これだけ求人倍率高いのに人が来ないというのは、やはり現状も依然として全産業平均との差が八・五万円の差がある。更なる処遇改善が必要だというふうに思つております。

それに向けて、改めて厚生労働省として、介護報酬単価の引上げと処遇改善について御見解を求めたいと思います。

○政府参考人(土生栄三君) お答えいたします。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護サービス等が利用者やその御家族の生活を継続する上で欠かせないものであることが再認識されたと考えております。

厚生労働省といたしましても、これまで介護事業所に対しまして、感染症対策実施のための必要な掛かり増し費用の助成、あるいは施設の改修費用の助成等を行い、必要な支援を行つてきたところでございます。

令和三年度介護報酬改定におきましては、地域包括ケアシSTEMの推進など従来からの課題に加えまして、感染症や災害への対応力を強化していく必要があると考えております。

さらに、御指摘ございました介護人材の確保も引き続き重要な課題と考えておりまして、昨年十月に創設しました介護職員の更なる処遇改善のための加算の取得促進など、着実に実施していく必要があると考えております。

こうした考え方に基きまして、現在、社会保険審議会介護給付費分科会におきまして議論を進めていただいております。予算等の対応も組み合わせながら、介護事業所の経営状況、地域において適切な介護サービスが安定的に提供される必要性、さらには保険料等の国民負担や介護保険財政に与える影響なども踏まえながら、必要な対応を予算編成過程でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 是非しっかりと各予算確保をお願いしたいと思ひます。

じゃ、大臣にちよつとお伺ひしたいと思ひます。大臣所信に対する質疑のときに質疑できなかったものがありました。就職氷河期について質問をしたいと思つていたところでありましたので、大臣、所信で就職氷河期支援における社会機運とい

うことをおつしやつていただきました。私も、同世代である人たちと話を聞いて、ちょうどその時代にぶつかったことで不本意な就労関係に置かれていたという。その後、正社員になったとしても、ずうつと自己否定であつたり、自分の能力ということに自分でおとしめて苦しんできた、そういうようなことを泣きながら話をされてこれたとき、ただ時代がそういう時代だったというふうにあるときに言われて初めて自分の気持ちの中が軽くなったというふうな、泣きながら話されたことも記憶にあるところであります。

是非、非正規雇用とかで働かざるを得なかったりしたことが自己や人生否定につながつて苦しんできたという就職氷河期世代に対して、社会全体で励ます機運というものををつくつていただきたいと思ひますが、この言葉に、大臣、込められたことをまずおつしやつていただければと思ひます。

○国務大臣(田村憲久君) 就職氷河期世代とよく言われ方しますが、本当に経済の状況、雇用環境が厳しくて就職ができなかった、本当にその状況の中で就職できなかったという方がたくさんおられるんですね。その方々が、今言われたように自己否定をされたり、いろんな形で悩まれて、事実、今も安定していない形で働かれていたりでありますとか、更に申し上げれば、働いておられない方々もおられる、場合によっては引きこもりというようないかなかなか社会へ参加できない方々もおられるということ、これ大変な問題という大きな課題だと思つています。これ、御家族や御本人というか、社会的なやはり問題、課題として捉えていかなきゃならないと。

そこで、産業界、それから労働界でありますとか、あと社会福祉の関係団体、もちろん家族団体でありますとか、御本人の、当事者の団体といひますか集まり、そういうところとプラットフォームみたいなものをつくつて、そこで例えばどういう二ード、二ーズ、要望があるのか、どういふ課題があるのか、そういうこともしっかりと聞きかせていただき、みんなが共有をしながら、そ

の上でいろんな支援につなげていこうというようなこと。

そういう意味では、一つは、機運を高めるという意味では、例えばネットを通じていろんな情報発信をしていこうということで、サイトの方でそういうような方々の相談に乗るようないろんな場所のアクセスといいますか、そういうことを載せたりでありますとか、事例等々も載せさせていただいたりでありますとか、また、これもヤフーニュースでありますけれども、そういう方々を採用されておられる企業、こういうもののニュース、こういうものを載せさせていただいたりとか、いろんなことをやらせていただいております。

改めて、やはりみんなでこの問題を解決していくために、就職氷河期世代の方々をしつかりと企業も雇っていただける、またそういう方々に対してもいろんな教育訓練等々いろんな場があるということも含めてお知らせをさせていただきなから、更に申し上げれば、これらようど今、第二代、第二といいますが、就職氷河期の第二世代みたいなものが生まれるのではないかとというような大変な御心配をいただいております。コロナ禍の下において、こういう心配もございしますので、先般、四大臣で経済団体とお会いをさせていただきまして、是非ともこの今年度の就職、今やっておられるわけでありませけれども、もう就職氷河期をつくらないように採用いただきたい。

あわせて、既卒三年、この方々、そもそも今までも指針等々で新卒扱いをしてくださいというお願いをさせていただいておるわけでありまして、そこも改めて、仮に今回、まずは全力でこの四月に向かって就職の応援をしてまいります、それがもしかなわなくても、その後、次のときに新卒として扱っていただいしつかりと就職につなげていくように、今までの就職氷河期世代の方々の支援と同時に、またこういうことを繰り返さないような努力もしつかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○矢倉克夫 先日、NHKのテレビで「こもりびと」というドラマがありまして、松山ケンイチさんが主役されていて、自分の中でも外に出たい、そのために頑張っているんだけど、自分とか周囲が与える期待と現実とのギャップで出られなくなつた、そういう中であつて、厳格だった親が最終的には、例えばおはようとか、存在を認めた上で話していく、そういうたわいのない言葉から雰囲気が変わつていったという。そういう部分もいろいろ示唆に富むようなドラマもありました。

そういういろんな状況にある方に、一人一人に寄り添うような環境をつくっていく。その中で、山本副大臣にもちよつとお伺いしたいと思うんですが、所信で大臣が言及されていた、就職氷河期世代に働くことや社会参加への支援というふうな書かれておりました。これもこの社会参加に向けた支援というふうな、必要とされている方に対しての支援だと思いますが、これを今コロナの状況でなかなか会いにいけない環境でいかに寄り添う環境をつくっていくのか、御答弁いただければと思います。

○副大臣(山本博司君) 就職氷河期世代の中、特に引きこもり状態にある方への支援につきましては、厚労省では従前から都道府県や指定都市、ひきこもり地域支援センターの設置を進めてきたほか、より身近な場所においても、市町村における相談窓口の明確化や居場所づくり、これを環境整備を進めてきたわけでございます。

これに加えて、先ほど大臣お話ししました就職氷河期世代支援プランに基づきまして、アウトリーチ機能の強化のための訪問相談を行う人を自立相談支援機関に配置したり、支援の核となる関係機関が連携した市町村プラットフォームを設置するなど、取組を更に加速化したわけでございます。また、コロナ感染症の影響を受けて、地域の実践では、対面での支援に加えまして、ビデオ通話やSNS等の活用したオンラインでの居場所づくり、こうしたことで感染防止の、感染拡大防止に配慮した取組も行われております。

厚労省では、これらの取組が更に広がるように、令和三年度の予算概算要求におきまして、引きこもり当事者等によるSNSや電話等のオンラインを活用した支援に必要な経費を計上している次第でございます。

その上で、これらの取組を始め、引きこもり状態にある方やその家族への支援に当たっては、それぞれ異なる経緯や事情を抱えておられることにつきまして、社会全体の理解を深めることで支援を必要とする方が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間を掛けて寄り添う必要があると考える次第でございます。ですので、就労だけを唯一のゴールとせず、コロナの状況の踏まえた様々な支援の選択肢を用意した上で、引き続き取り組んでまいります。

り子育て支援を国がやっているんだという姿勢を堅持していただきたい、これは要望を申し上げます。まして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。コロナの感染状況が非常に逼迫してきました。特に重症患者数がやっばり増えてきたということで、重症患者を受け入れる病院がやっばり非常に厳しい状況になってきております。これはもう東京も大阪もそうでありまして、是非とも、この国会もあしたが開会日ということでありますが、延長を求める声もありますのでまだ分かりませんが、もし閉会になったとしても、この厚生労働委員会の閉会中審査を是非お願いしたいというふうに思います。

最後に、大臣、済みません、質疑、ちよつと質問する予定でありましたが、時間も参りましたので、意見だけ最後申し上げさせていただきますと思います。

私、最初の、今回の国会の最初の質問で産後サポートの関係でお訴えたことは、ある方から言われた言葉が、不妊治療の拡大とかで子供をつくりたいというその思いにます寄り添う、それと同じぐらい大事なのが、実際子供いらずしやる世帯が、子供がいて良かったと、そしてまた、また更に子供が増えればいいなと思うような思いを支えるという、そういう大事さがあるという話で、何としてもこの現役世代の子育て世代、今負担もどんどん増えておりますから、それをしっかりと支えていくという姿勢を是非堅持をしていただきたいなど。

その意味でも、少子化対策というメッセージがぶれない形でお願ひしたいと思つており、待機児童の解消の財源として例えば児童手当の見直しというふうになるとメッセージがごつちやになつてしまつというような懸念もあります。是非、ほかのところから、政府全体で財源を取つて、しつかりと子育て支援を国がやっているんだという姿勢を堅持していただきたい、これは要望を申し上げます。まして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

今日は、ちよつと順番を入れ替えさせていただきましたまして、先にコロナ関連のことから質問させていただきましたかと思ひます。今日は内閣府の方からも来ていただいておりますので、その質問が終わりましたら、次の話題に行きましたら、もう即帰つていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、コロナ関連のことについてまず質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大が今年ありまして、非常に三月以降、五月以降ですかね、マスク、防護服、これが非常になくなつてきたということでありました。今年の夏頃まではマスクを買おうと思つてもなかなか買えない。政府の方でも五月にマスクを、布マスクを配布するというふうなことを決めましたけれども、もう非常に時間が掛かつてしまつて、届いた頃にはもう遅かつたというふうなこともありまして。

そんな中で、マスクや防護服というのは、やっばりこういういった医療に関わるものは国内で生産すべきだということをこの委員会の中でもさんざん議論がありました。今、国内でマスクとか防護服の工場を造るときには補助金を出してでも造つていく。これは経産省の方でやっている事業であり

ますが、そういった形でマスクとか防護服の工場を造っていつております。

ただ、今はマスクが、これ第三波と言われておりますけれども、マスクが不足しているという状況は今のところ聞きませんが、またこれからあるかもしれません。ただし、コロナが収まってくると、今度、マスクとか防護服、この行き場所がなくなっていくんではないのかなというふうに思うわけでありますが、この点についてどのように対処していこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（迫井正深君） 御答弁申し上げます。

マスクなどの個人防護具の供給につきまして、海外からの輸入に依存しているものが多く、輸入の停滞でございましてか感染予防のための国内需要増加などにより需給が逼迫したところでございいます。各物資の需給の逼迫を受けて、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、経済産業省とともに、国内企業への増産要請、あるいは補助金による増産支援を行ってきたところでございまして、メーカーなどの皆様の御協力により国内での生産能力が増加してきていると承知をいたしております。

今回、輸入依存等が国内供給不安をもたらしたことも踏まえますと、大流行の感染症、あつ、失礼しました、大規模感染症の流行に備えるため、足下の需要が落ち着いた場合におきましても個人防護具について必要な国内生産体制を維持していく必要があるというふうに考えております。

新型コロナウイルスの流行が収束した後の需要の見通しにつきましては、流行前に比べて医療現場向けや一般向けの個人防護具の需要が増加することも考えられるほか、大規模感染症の流行などに備えるために備蓄している個人防護具の更新についても収束後の需要に含まれることになりま

す。

具体的生産につきましては、各メーカーさん各社が需要の見通しに基づいて対応することになりますけれども、国内全体の需給については、経済産業省とも連携をいたしまして、今後、各物資の市場における需給の状況を継続的に把握をしながら必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○東徹君 今、防護具のお話が中心にありましたが、これはもう続けていってもらうということでありましたけれども、これ、余ってきたやつ、使わないやつ、これが大量に増えてきたときはどうされるんですか。

○政府参考人（迫井正深君） 先ほど申し上げましたけれども、国内の需給状況につきましては、今後コロナが収束いたしました後にどういうふうに動いていくのかということをよくよく状況を把握する必要があります。

基本的には、国内需給のその状況の中には我々が備蓄をするものについても更新をしていく必要がありますので、その更新分についての考慮もしながら、一方で、これ民間市場によるものでございますので、その辺りの状況を把握をしながら、繰り返しになりますけれども、必要な対応についてその都度考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○東徹君 要するに、これがどんどんどんどん増えてくると、それをどうするかというのは考えていないという、これから考えますということだと思ふんですね。

私は、これ、厚生労働省もWHOに現金で寄附していますよね、大きな金額を、五十億とかそれぐらいの金額だったと思ふんですけども。私は、WHOに寄附するのも現金で寄附するのではなくて、こういったマスクとか防護服、こういったものを物でやっぱり寄附をして、そして海外のそういった防護服を必要としているところ、そういったところに届けてもらう、そういうことを是非お願いしたいと思ひますので、厚生労働大臣、是非御検討いただきたいというふうに思ひます。続きまして、ちょっと飛ばしまして、政府の新

型コロナ対策の、感染症対策の分科会のことについてお伺いをしたいと思います。

分科会から出された十一月二十五日のあの提言でございしますが、その十一月二十五日の提言には、自衛隊の活用も含めて全国的な支援を早急に検討するというふうにあります。自衛隊がいつからどのような役割を果たしていくということを想定しているのか、是非お伺いさせていただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣（田村憲久君） 自衛隊のお話いただいたわけではありますけれども、自衛隊自体今までも、例えば自衛隊中央病院等々で患者の受入れ等々をしていただいたりでありますとか、また、自治体の職員に対して感染防護に係る教育訓練、さらには、いろんな形で、自衛隊の持たれているいろんな知見をいろんな形で、教育といえますか、お教えをいただいております。

分科会から御指摘のあったのは、新型コロナウイルス患者の搬送でありますとか、特に必要がある場合は看護官でありますとか准看護師の病院への派遣等、これについても都道府県知事から災害派遣要請に基づき実施していただいているところでありまして、厚生労働省といたしましては、引き続き自衛隊とも連携をしながら、必要な準備しつつありましてまいりたいというふうに考えております。

○東徹君 厚生労働省の方で自衛隊と調整をして、そして看護師さんとか、お医者さんでもすかね、そういった方々を現場に派遣をさせていただいていてということでございますね。はい、分かりました。

提言が出された十一月二十五日からのその三週間の対策の効果、この三週間が勝負の三週間というふうに言われておりますけれども、その対策の効果を政府の分科会と厚生労働省のアドバイザリーボードの脇田座長の方で評価をされて、効果が不十分であれば更なる対策を行う必要があるというふうに提言書の方には書かれております。

まず、国民にとつて三週間後にどうなるのかという不安もこれありますが、やっぱりどのような状況になれば更なる対策が必要となるのか、まずこの点についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。そういった是非数字でお示しいただけると大変分かりやすいのかなと思ひます。

○政府参考人（梶尾雅宏君） お答え申し上げます。

現在、感染が拡大をしている地域では、都道府県と緊密に連携をしながら、酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮要請などの強い措置を実施しているところでございます。

御指摘のとおり、十一月二十五日の分科会からの提言には、この三週間の対策の効果を新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード及び分科会で評価をして、万が一効果が不十分であった場合には更なる対策を行う必要があるというふうに記載されてございます。

したがって、評価を行います分科会等におきましては、その時点における直近の医療提供体制の状況あるいは感染の状況などを踏まえまして、専門的な視点に基づいて、その時点における必要な対策についての議論がなされるということになるんだらうというふうに考えてございます。

○東徹君 なかなか数字ではお示しにくいんだらうというふうに思ひますが、そういう医療提供体制の状況、そういったところが一番大事なんだらうというふうには思っております。

その分科会が必要とされる更なる対策、更なる対策というのは一体何なのか、この点についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人（梶尾雅宏君） お答え申し上げます。

実際はその時点における必要な対策を検討するということになるんだと思っておりますけれども、十一月二十五日の分科会の提言におきましても、対策が必要となる地域におきまして対策の例として、営業時間の短縮要請を始めとする幾つかの強い措置というのが例示をされております。

し、また、ステージについての考え方を当時示しました八月の分科会の提言におきまして、ステージ三というときに取り組むことを検討していただきたい事項ということで幾つか示されているようなところがございます。

こうしたものが想定されるのかなとは思いますが、いづれにしましても、分科会におきまして、医療提供体制の状況あるいは感染の状況などを踏まえて、その時点において必要な対策というのが検討されることになるだろうというふうに考えてございます。

○東徹君 この時点でそんな答弁で納得しますかね。やっぱり具体的にうちよつと更なる対策というものを、こういったこと、こういったこと、こういったことを考えておりますとかですね、やっぱりそういった具体的なことが言えないと、不安なまま皆さんなんじゃないのかなというふうに思いますね。

是非、これ以上厳しくなったときにはこういった対策も考えておりますとかですね、まあ今、時短の短縮をやっているのは、これ分かっているわけですから、更なる対策についてもう少し具体的なお話を是非していただきたいと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

○政府参考人(梶尾雅宏君) 現在は、十一月二十五日の分科会の提言におきましても営業時間短縮要請などの措置をとることがありましたけれども、八月のときの事例、八月七日のときの提言の中でも、ステージ三ということになった場合の取り組むべき事項として、今のその休業要請等のほかに、イベントの話、あるいは人が集中する観光地の施設等における入場制限等々、様々な対策の検討すべき例というのがございます。こういったものを参考にしながら検討していくということになるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○東徹君 是非もう少し具体的にお話ししていただけると国民も安心ができるというふうに思いますので、こういった効果があると、こういったこ

とがやれば効果が出てくるのか、そういった対策を是非またお示しをいただきたいというふうに思います。

もうこの点につきましてはもうこれで終わらせていただきますので、どうぞ戻っていただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(小川克巳君) 梶尾内閣審議官は御退席いただいて結構でございます。

○東徹君 そうしたら、今度、レセプト、支払審査機関のことについてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

国民医療費も、先日報道出ていましたけれども、四十三・三兆円ということですね。過去最高ということでもあります。これはもう高齢化の進展とか医療の高度化、こういったものが影響してきたということではありますが、恐らくこれからもうこういった高齢化の進展というのは続いていくわけですから、こういった医療費がまだまだ増えていくんだらうというふうには思います。だからこそ、いろいろと工夫をしてできるだけ減らせるところは減らしていく、経費の減らせるところは減らしていくということが大変大事だというふうに考えております。

その中で、診療報酬の支払機関のことについて質問させていただきたいと思っております。

これ、御存じのように、社会保険診療報酬支払基金というのと、それから国保の国保連合会という二つの審査機関があります。社会保険診療報酬支払基金、社会保険、会社等で働いている人たちが医者行ったら、病院行ったら、医者にかかって、そのレセプトがこの社会保険診療報酬支払基金の方に行つて計算されるわけでありますが、その社会保険診療報酬支払基金の職員数は四千二百八十人、審査委員が四千六百八十人、平成三十年の予算が八百八億円、レセプト一件当たりの手数料が六十四・三〇円というふうになっております。

一方、国保連合会の方は、国保連合会の職員数

二千四百五十六人、審査委員三千七百九十六人です。レセプト一件当たりの手数料単価は五十四・四五円ということになっております。

それでなんですけれども、支払基金、まず支払基金の方からお聞きをしたいというふうに思いますが、支払基金のレセプト審査に関して、各支部です、各支部でコンピューターでチェックするときに、支部独自のルールがあるということなんです。ローカルルールみたいなものだと思うんですが、それが平成二十九年には十四万ルールであったということでした。昨年五月七日の委員会であつた質問させていただいたときには、昨年の九月までに二万ルールまで減らしたというふうな御答弁でありました。今現状どのようなふうなのか、まずお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

御指摘の支払基金支部の独自のチェックルールにつきましては、支払基金の審査支払の新システムが稼働いたします令和三年九月までに原則として全て本部に集約又は廃止することとしております。

現状でございますけれども、平成三十年九月時点で約七万件でありました独自ルールが、令和二年九月時点、直近でございますけれども、約一・三万件まで減少しております。

○東徹君 令和二年九月で一・三万件までこれを減らしてきたということですが、この一・三万件、まだ一・三万件残っているわけですね、ゼロにするのはいつ頃めどにされるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたのと同じですけれども、令和三年九月に支払基金の審査支払新システムが稼働予定でございますけれども、この令和三年九月までに原則として全て本部に集約又は廃止することとしております。

○東徹君 じゃ、予定どおり令和三年九月までにゼロにしていくと、廃止するというところでござい

ますね。

続いて、国保連の方に移らせていただきますが、国保連のレセプトの審査基準について、各都道府県でコンピューターチェックの項目として採用しているんですけれども、これが異なっているということで会計検査院からの指摘もありました。その指摘を受けて、厚生労働省の方では、実態を把握してコンピューターチェックの項目を統一していくことをされたというふうに聞いております。これ、昨年五月にもそういうふうに応弁させていただいております。

項目が違つと、各都道府県で審査がこればらばらなわけですね。同じ医療行為をしているのに各都道府県で審査がばらばら、これがもう本当に非常におかしな話であるわけでありまして、これを是非統一していかないといけないというふうに思うわけでありまして、これまでどれぐらい統一できたのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

今御指摘ございましたけれども、昨年三月十九日に会計検査院から国保連におけるコンピューターチェックを活用したレセプト審査につきまして不適切な事例の指摘を受けました。この原因でございまして、厚生労働省におきましてコンピューターチェック項目等の把握をしていないことなどが発生原因であるという旨の指摘を受けております。

この指摘を受けまして調査を行った結果でございますけれども、会計検査院の指摘対象となりました医学的判断を伴わないコンピューターチェック項目につきましては、会計検査院が検査した平成三十年四月当時、五千三百三十六項目ありましたがコンピューターチェック項目のうち、検査対象となりました二十五国保連では、共通使用されていたコンピューターチェック項目は七百七十項目、一四・九％にとどまっております。

現状でございますけれども、令和二年八月現在では、六千四百十項目ある医学的判断を伴わないコンピューターチェック項目の全てが全ての国保

連で共通に使用されております。

○東徹君 現在は全て共通になっておるといこうとですね。

続けてなんですけれども、国保連だけでなく、もう一つの審査支払機関である支払基金、社会保険診療報酬支払基金ですけれども、各都道府県で審査基準がばらばらで、これを統一しようとしていまずけれども、これなかなか進んでいないわけがあります。全国で一つの診療報酬制度の下で各都道府県の審査がばらばらというのは、これは非常におかしいわけでありま。

国保連とかそれから支払基金の内部のルールを統一化して、早急に国保連と支払基金、ここは統一できると思うんですね、一つの機関として。これ、やっぱりやっているといる仕事と同じなわけですよ、この審査の支払のところはですね。だから、やっぱりここを統一すればより効率的にできるというふうに思っております、そうすることによって審査も早くできますし、そしてこれからデジタル化の社会ですから、そういったものでどんどんやっぱり早くしていつて、そして職員の数もこれ減らすこともできると思うんですね、将来的に。

だから、是非これをやるべきというふうに考えますが、これ田村厚生労働大臣、是非お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 支払基金と国保連でありますけれども、今もお話いろいろとありましたけれども、コンピューターのチェック設定でありますとか、また審査の判断基準、これ今それぞれ統一を、それぞれの中で統一をしているというところを今いろいろと説明があったと思います。

それに関しては、平成三十年三月、医学的な判断を伴わないもの、これコンピューターチェックにおいて支払基金と国保連が公開をいたしてございまして、その内容、両者整合性のあるもの、違うものだとやはり今委員が言われたみたいにいるんなぶれが出てきますので、整合性のあるもの、このようなものとしておりますし、その他のもので

すね、言うなれば医学的判断が伴うもの、これに關しても公開の可能性について検討をしていただいているところでありま。

まずは、それぞれの審査の判断基準の統一化を進めていただくということが重要でありまして、統一化が図れた事例をそれぞれの機関の方にそれを情報提供、これを随時していただいて、審査基準の統一化、これを進めていくということ。そして、その中でもやっぱりちよつと違うものがありますから、そういうものはどうするかというのは審査基準統一化推進連絡会議というものをつくっていただいて、ここで順次検討を進めていただく仕組みをつくっていただいております。

こういうことをしながら、審査基準の統一化といものは、これは今それぞれの機関がやっていただいておりますので、それを我々としてはしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○東徹君 審査基準の統一化、これは当然大事なことでありまして、これ基準がばらばらな方がおかしいわけでありま。

先ほど田村大臣が言われていた連絡会議、国保連と支払基金とですね、統一化を図っていくためにこれ連絡会議をやっているというふうにおっしゃられましたけれども、最後にやったのいつですか。

○政府参考人(濱谷浩樹君) 御指摘の連絡会議でございましてけれども、第一回連絡会議を令和元年九月三十日に開催いたしました。それ以降でございましてけれども、結論として開催いたしておりますけれども、これは両機関におきましてそれぞれ統一した事例について情報提供しながら統一化の検討も進めてきてございまして、協議が必要な事例が一定程度たまってきた段階で連絡会議を開催すると、こういう運用になってございまして開催しております。

ただ、年度内には連絡会議を開催いたしました、対象となる事例につきまして統一化を行う予定でございます。

○東徹君 だから、やっぱりスピードが遅いんですね。前回やったのが昨年の九月なんです。もう一年以上たっているのにまだ二回目が行われていない。そんなことで統一化なんて、なかなかそれは進みませんよ。

是非、これ三か月に一回とかそれぐらいのペースでやらないとやっぱり物事進んでいかないといふうに思いますので、田村大臣、そこはきつと御指導いただいて、年に三回ぐらい、三か月に一回ぐらい、年四回ぐらいやるように、それ御指導いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 必要があるときには随時開いていただくように、これはお願いをさせていただきますというふうに思います。

○東徹君 これは非常に、やっぱり医療費の問題ですから、やっぱりこれから医療費が二〇四〇年へ向けてまだまだこれは掛かっていくわけですよ。どうやって患者の負担を抑えながらも医療費全体を抑えていくのかという大変大事なテーマだといふうに思っております、こういったデジタル化を進めていこうという時代なわけですから、是非そういったところを進めていただいて、できるだけそういった経費にお金が掛からないような形を是非つくつていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会会派、田村まみでございます。今日はよろしくお願いたします。

まず最初に、予防接種法の改正は終わりましたけれども、私も多少、そのワクチン接種の有害事象、事故等に関わる内部通報と公益通報者保護法についてということでお伺いしたいこと、お伺いそして要望がございます。

まず最初に、済みません、今日、消費者庁の方から来ていただきました。さきの通常国会で可決

された公益通報者保護法について御説明いただきたいです。

現状の企業、組織への内部通報体制の導入状況や、特に企業別、そして、通常国会で改正された体制整備についての内容と施行予定の方、お願いたします。

○政府参考人(坂田進君) お答え申し上げます。

さきの通常国会で成立し、本年六月十二日に公布されました公益通報者保護法の一部を改正する法律においては、従業員数三百人を超える事業者に対して、事業者内部への公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備する義務が課されたところでございます。

この点に關しまして、消費者庁が平成二十八年度に民間事業者を対象に実施した調査の結果によりますと、通報窓口を設置するなど内部通報体制制度を導入していると回答した事業者は、従業員数千人を超える事業者に限りまると九割以上でございまして、三百一人から千人までの事業者では約七割程度でございました。他方、体制整備の努力義務が掛かる中小企業について見ますと、従業員数百一人から三百人までの事業者については四割程度となっているなど、内部通報体制の導入率は比較的低い状況にございます。

改正法の施行日につきましては、公布の日から起算して二年を超えない範囲内とされてお、事業者においては、必要な体制の内容について策定される指針を踏まえて現行の体制を見直すなど相応の準備期間を確保する必要があることから、事業者における準備状況等を踏まえながら判断してまいりたいと思っております。

○田村まみ君 ありがとうございます。

実は今日この質問をしたのは、海外メーカーの開発のワクチンが承認された場合は海外メーカーへの適用ができないのは承知しているんですけど、でも、しかし、体制整備の部分でいけば、多くの保管や流通や接種の現場に携わる人々は国内企業の中で働くような人たちです。また、もしかしから国内での製造が、ワクチン製造がされることも

否定できるものではないというふうに考えております。

十一月二十六日の参考人聴取のところで、隈本参考人の課題提起の中で、ワクチン品質に関わる問題の発覚が内部告発の文書だったという一つの事例がありました。

予防接種法の議論の際には、ワクチンの安全性について多くの議論がありましたし、私自身も副反応疑いを幅広く集めることについて幾つか提案させていただきました。

しかし、接種までの部分は私たちには分かりません。新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種に関わる事業者等には内部通報体制整備が十分に行われているということは、現行法でももちろんなんですけれども、先ほどあったとおり、改正法の施行があつてやつと三百人以上の企業への義務付けになっていきます。ですので、国が損失補償費用を負担するとか接種費用を負担するとか、国の費用負担がある部分を考えたときに、内部通報体制整備があるということを契約先の条件とすべきだというふうに市町村へ指示すべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長(小川克巳君) 坂田審議官は御退席いた

だいて結構でございます。

○政府参考人(正林督章君) お答えします。

新型コロナウイルスについては、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において接種を実施することとなりますが、メーカーからの委託を受けた卸売業者がワクチンの保管、輸送などを担うほか、市町村から委託を受けた医療機関が接種を実施するなど、多くの事業者が関わることとなります。

一方、公益通報者保護法は、公益のために通報した労働者を保護し、国民の生命、身体等の利益を保護するために制定されたものであり、同法に基づくガイドラインにおいて内部通報制度の整備やそれを適切に運用することが求められており、これは今回のワクチン接種に関わる事業者にも適

用されるものと承知しております。

今後、具体的な接種体制、流通体制の構築については検討を進め、自治体等に対し、その考え方や準備いただきたい事項をお示していくこととなりますが、委託先における内部通報体制の整備についてもその中で例示するなど、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

○田村まみ君 ありがとうございます。

周知はされる、ガイドラインがあるという話なんですけれども、先ほど申し上げたとおり、今回の改正法の施行は約二年後だというふうに予定がされています。昨日の消費者委員会でも実は私確認したんですけど、なかなか二年より縮まるみたいな答えがなかったです。

ということは、先ほど言ったとおり、今ガイドラインで現行法の中でできる限りのことはやっているけれども、義務化されていないのということです。で、まだ先ほど言った中小企業の整備体制でいけば四割を超えないところにあるということをお認めいただいたいて、是非、地域に行けば行くほど小さな事業者の方にも関わってもらう可能性は出てきますので、その辺りをまたしっかりチェックしていただくことで、私たちの接種後の副反応疑いの報告を集めるもそうなんです、その手前での何か事故だったりとかなり重大事項がありそうな可能性を予見できるのはやはりそこに携わっている人たちだと思えますので、是非よろしく願っています。

じゃ、二問目の方参ります。

薬価中間年改定についてなんですけれども、前回も質問させていただいて本当にしつこいというふうに思われるかもしれませんが、まさしく、先ほども医療費の、国の医療費の膨れ上がっていくというところの中で、別にこの大きなことが悪いことではないんですけれども、適正に、そして国民の皆様がきちっと説明できる内容になっていくことが私は重要だというふうに思っております。

今日、配付資料一枚付けさせていただきました

た。

上段の資料一の方を御覧ください。

単品単価取引の状況について、このグラフとして数字が出ていますけれども、これについて厚労省の受け止めの御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(迫井正深君) 御答弁申し上げます。

単品単価取引とは、その個々の医療用医薬品の価値を踏まえて品ごとに価格を決定した取引ということでございまして、医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインで推奨しております。

御指摘のアンケートの状況、御指摘のその資料等の状況でございますけれども、直近の二〇二〇年度上期の状況につきまして、これ十一月二十四日開催の医療用医薬品の流通改善に関する懇談会において報告した内容でございますけれども、この二〇二〇年度上期、これは四月から九月についての割合でございますけれども、二百床以上の病院につきましては八三・三％、二十店舗以上の調剤薬局チェーン、これが九五・二でございまして、前年度の上期はそれぞれ八一・四％、九七・〇でございまして、二〇一八年度以降はほぼ同水準で推移をいたしております。

今回については、新型コロナウイルス感染症による影響も想定されたところではございますけれども、取引率がほぼ同水準に維持した結果となっております。

○田村まみ君 ありがとうございます。前年度と同水準とのことでした。

あわせて、昨日行われた中医協にて提示された薬価調査の結果の速報値は付けていませんけれども、例年並みと読める数字が示されたというふうに承知しております。

しかし、現場の受け止めというところ、お手元の今配った資料の下段の資料二の方見ていただくと、これ日本医薬品卸売連合会から提出されたものなんですけれども、要は卸の現場の皆さんの状況を聞き取ったアンケートの結果です。

これでは、新型コロナウイルス感染下にあっても配送業務を優先したり取組を行うなど、流通改善に積極的に取り組める状況ではなかったというふうにあります。数値も実際にそうやって示してありますし、その取り組みの状況を遵守できなかったというところの内容も中段に挙げられています。

あわせて、これ資料も付けていないんですけれども、同じアンケートの中の別のページには、上場大手の卸六社の四から九の経済状況でも、売上げではなくて営業利益率の方を私見しました。それが〇・三％となっておりまして、例年一％前後のものが。

売上げが減るということは、コロナ禍の中で多少受診抑制等々があつたということであり得るかもしれませんが、営業利益率が例年一％前後のものが〇・三％になっており、本年度の上期の価格交渉において医療機関への経営状況などの配慮をしたというアンケートの答えも六〇％ほど配慮したというふうなところが出ておりました。

厚生労働省が提示された、今ほど説明されたような、まあ一例なんですけれども、その例年と変わらなかったというところ、現場から集まってきたこのアンケート結果の数字が大きく相違しているように私は見えるんですけれども、この点についての御見解をお願いいたします。

○政府参考人(迫井正深君) 御答弁申し上げます。

御指摘のアンケート、これ数字も出ておりますけれども、ガイドラインの遵守状況につきまして、六五％ができなかった又は余り遵守できなかったとの回答でございます。

受け止めてございますけれども、記載ございまして、具体的な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から価格交渉の期間あるいは回数が例年よりも減少しましたことによりまして、個々の医薬品の価値を踏まえた価格交渉や覚書の締結ができていないという認識があります。平時とは異なり、流通改

善ガイドラインの遵守に積極的に取り組める状況ではない中で行われたものであるというふうな認識、回答があったところでございます。

先ほども触れておられますけれども、単品単価取引のその取引率については前年度と同様の水準は確保されたという結果ではございますけれども、今御紹介しましたとおり、医薬品卸からは、十分な価格交渉の期間が時間が取れない中で、丁寧な交渉に基づく価格形成という点では課題があったというふうな認識だというふうに伺っております。

○田村まみ君 私自身は毎年改定には反対しておりますまし、最初に申し上げたとおり、日本のこの皆保険を持続可能なものにするために、こういう一つ一つのことは見極めながら国民に伝えられる制度や商慣習にしていくべきだというふうに考えているという点で御指摘させていただいております。

この資料が出るまでに、私は実は現場の卸とかメーカーの労働者の皆さんから直接声を聞いていて、今回の流改懇で出された厚労省からの資料等々を見て、正直本当のことを私に言っていたのというふうに改めて実は現場の人に聞き直したぐらい、なぜこんな数字になったんだろうと私も感想として驚いたわけなんですよね。

ですので、是非、この相違がなぜ起きているのかということ、大臣、調査して、そして、従来から申し上げているとおり、骨太の方針に基づき、本当にコロナ感染拡大の影響があるということが分かったり、この影響を今の現場の受け止めも含めて鑑みて、非常の事態だなということを受け止め対応して、改定を見送るという決断をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 二〇二一年度の薬価改定は、これ二〇二〇年度の骨太の方針において、骨太方針二〇一八年等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して十分に検討し決定すると、新型コロナウイルス感染症による影響も勘案してということの文言が入っております。

昨日の中医協で、本年の薬価改定、薬価調査の結果、これ今報告がありましたけれども、これをこの報告に基づいて議論を進めているところであります。

ここにも、骨太の基本方針二〇二〇にも書いてありますとおり、まさに新型コロナウイルス、もちろん薬価調査の結果というものは、これは踏まえなきゃいけません、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響も勘案してということで十分に検討し決定するというところでございますから、このプロセスをしっかりと踏んでまいりたいというふうに思っております。

○田村まみ君 ありがとうございます。数字を見たままですぐ判断するのではなく、今言ったような相違があるのではないかとというようなところも是非調査していただき、それに反映させていただきたいというふうに思います。

そしてもう一点、セルフメディケーション税制について伺います。

これもなかなかお答えはできませんとか今財務省との調整中ですという話になるとは思うんですけど、今、今の現状がどんなふうになっているか、一部報道等によると難しいんじゃないか、財務省がなかなかこれオーケーしてくれないみたいなことがちよろつと聞かえてくるので、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(迫井正深君) お答え申し上げます。セルフメディケーションでございますけれども、これは、自分自身の健康に責任を持つというものでございまして、国民の健康増進をさせ、限りある医療資源を有効活用する観点から極めて重要であると考えてございます。これは、今後の高齢社会の高齢者人口の急増でございますとか二〇二五年以降の労働力人口の減少等を見据えて今後更なる推進を図っていく、そういう前提で取り組ませていただいているものでございます。

そのセルフメディケーション、これを推進をするために二〇一七年に新設いたしましたセルフメディケーション税制、これは、先ほど議員御指摘のとおりでございますけれども、各種健診や予防接種を受けている人がスイッチOTC医薬品を購入した場合に所得控除を受けられる制度でございます。

この本制度でございますけれども、二〇二一年十二月末までの時限措置となっております、厚生労働省といたしましては、セルフメディケーションの更なる推進、それからこの本税制の十分な効果検証のために、五年間の延長を要望しているところでございます。

要望内容につきまして、これは与党税制の調査会で審議中であります、引き続きこの税制改正プロセスにおいてしっかりと調整してまいりたいというふうに考えてございます。

○田村まみ君 なかなか今のこの枠組みの中でというのは難しいと思っているんですけども、私の主張は、全てのOTCにというのが、そして恒久化ということが私の主張でございます。

というのも、やはり周りの地域の皆さんの健康要望に対して貢献したいと思っている薬剤師の方々は、やっぱりそのお薬を相談に乗って紹介しようと思ったときに、これは税制対象だけれどもは違うところは、やっぱりお客様の好みもある、そういうところもあったりとかしてやっぱり使いづらいということ。そして、販売する側も陳列をいかに分かりやすくするかと思うんだけれども、やはり風邪薬のコーナーは風邪薬のコーナー、目薬のコーナーは目薬のコーナーとなってしまうので、それだけを集めるのは難しいと。もう数々聞いていらつしやると思います。

それを思えば、やはり本来のそのセルフメディケーションという意味を考えたときには、厚労省として、今回は必ず今提案されているところを通していただくとともに、今後、是非、恒久化も含めてなんですけれども、このセルフメディケーション税制、広く一般薬にも私、拡大すること、そのことについて、一点、大臣、お考えを

お伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村憲久君) 今話がありましたとおり、スイッチOTCを対象にしているということでありまして、今分かりづらいという話がありました、場合によっては同じブランド名でも対象になるものならないものが出てくるわけで、そういう意味では、現場では大変説明しづらいだろうなというふうに思います。

セルフメディケーション税制、まさにセルフメディケーションを進めて自らの健康を管理いただくというような意味でこれ我々も進めているわけであります、スイッチOTCのみならず、OTCです、治療等々に使うものに関しまして、これは我々としても今回幅を広げていきたいということで今税制要望をさせていただいているわけでありまして、今当局の方と、税務当局の方と、いろいろな議論をさせていただいております。しっかりと我々の要望が通るように努力してまいりたいというふうに思います。

○田村まみ君 なかなか通りづらいというのも、もう一つは、使っている人が少ないからやめてもいいんじゃないかと思われているところの部分は私は大きいというふうに思っていますので、そのためにも、やっぱり利用拡大ということも考えるという意味での先ほどの対象商品の拡大を申し上げましたし、おとこの厚生労働委員会では、そろそろ予防に対してもというような発言もあり、少しこの委員会内でも、おお、予防予防みたいな話になりました。

やはりこの感染症拡大の中で、個人一人一人が予防に対する意識を高めていくという重要性も高まってきたので、今がチャンスだというふうに私は思っていますので、是非、この点も踏まえて今後の御検討に反映させていただきたいと思っております。

続きまして、済みません、ちょっと雇調金のことを飛ばしまして、ごめんなさい、先に、外務省の方に来ていただいておりますので、ビジネスと人権についてということ、先に御質問したいと思います。

ます。

まず、このビジネスと人権、なかなか聞き慣れない、まだ聞いたことがないという方ももしかしたらこの議事録を読まれる方でいらっしゃるかもしれないけれども、今日は、済みません、少し内容を省いて、もう質問だけ入らせていただきます。

このビジネスにおける人権侵害をなくするための行動計画をやつと政府機関、関係省庁で今年の十月に出されましたけれども、厚労省としての行動計画の策定にどのように携わり、今後具体的にどのような取組を行っていくのか、お聞かせください。

○政府参考人(井内雅明君) お答えいたします。

ビジネスと人権に関する行動計画の策定に当たりましては、厚生労働省は、関係省庁とともに、企業活動に関連する我が国の法制度や施策の現状整理を行った上で、経済界、労働界、市民社会等からの意見も聞きながら、行動計画が現実的かつ効果的なものとなるように努めてまいりました。また、本行動計画については、今後、関係省庁の連絡会議を通じて実施状況を確認するとともに、新たな施策がある場合にはそれらも追加していくこととなっております。

こうした中で、厚生労働省としましては、ビジネスと人権に関する取組がより一層進むよう、例えばILO条約の批准を追求するための努力、改正労働施策総合推進法の着実な施行を通じたハラスメント防止対策の強化等を行ってまいりたいと考えております。

○田村まみ君 ありがとうございます。

ちよつと外務省の方にお伺いしたいんですけれども、この関係省庁の会議で議長もされていまして、このビジネスと人権の行動計画、この進めることに關して、外務省のところの関わりについてお聞かせ願えればというふうに思います。

○政府参考人(河邊賢裕君) お答え申し上げます。外務省といたしましては、まず欧米諸国を中心

に、各企業に対し、サプライチェーンも含め、人権尊重を求める法制を導入する広がりというのが広がっているという認識をしております。そういった観点から、外務省といたしましては、国際的な状況も踏まえて、関係省庁とよく協力しながらそういった行動計画を今回策定させていただいた次第でございます。

○田村まみ君 ありがとうございます。

その行動計画を拝見しましたけれども、新しいことが出てくるかといえば、もう既に我々日本の中で課題だと思っていることが挙がっているというのが私の正直な感想でございます。

是非、もう田村厚労大臣、先ほどのILO条約もという言葉もありましたけれども、この多岐にわたる分野の中でも相当厚労省の中の役割というのは私は重要だと思っております。省庁の大きさもそうなんですけれども、やはり労働ということのキーワードも多く関わっておりますし、是非、外務省の方で海外の状況もということなんですけれども、やはり国内の中で進めようと思ったときには厚労省の役割、本当に重要だと思えます。大臣の御所見、そして意気込みをお伝えいただければと思います。

○国務大臣(田村憲久君) ビジネスと人権に関する行動計画であります。外務省を中心に十五の府省庁等々で協力して策定したということであります。

厚生労働省としても、例えばディーセントワークの促進でありますとかハラスメント対策の強化でありますとか、あと外国人でありますとか子供、この権利ですね、こういうものをしっかりと尊重していく、保護していくというようなことで多くのものが盛り込まれております。

そういう意味では、今委員おっしゃられましたとおり、我が省も大きく関わる分野でございますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○田村まみ君 しつかりということなんですけれども、やはりこの行動計画見たら、具体的なK

PIもないような状態で、前からずっと挙げられていることがそのまま挙がってきているだけというふうに、先ほども申し上げたとおりです。一体いつまでに何をどれぐらいするのか、それぐらいは是非厚労省が最初に示していただくことでこの計画が全体がぐつと進むというふうに私は思っていますので、是非そのことは指摘させていただきたいと思います。

残り三分なんですけれども、何とか雇調金、二問だけ聞きたいなというふうに思います。

これもずっと追いかけてきました。今日幾つかの御質問させていただいて、二か月延長した根拠が聞きたかったりと、三月以降、じゃ、どんなふうに助成金を縮めていくのかということもお伺いしたいなというふうには思っていたんですけれども、一番はその企業間同士での取組で、出向で雇用調整維持をする取組、含まれてきている、多く出てきているんですけども、そういった企業に対しての助成の特例、これの具体的な進み具合ですね、内容、今の時点で分かっていることがあれば教えてください。

○政府参考人(達谷窟庸野君) お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、人手が足りない企業が業績不振の企業から出向者を受け入れるという動きがあるところでございます。このような取組への支援策につきましては、様々な御意見、御提言をいただいているところでございまして、働く方々のモチベーションを維持しつつ雇用を維持するという観点から、在籍出向の取組を広げるための支援策につきまして現在検討しているところでございます。

○田村まみ君 現在検討中ということなので是非お願いしたいんですけれども、それと併せてなんですが、田村大臣、最後に、雇用調整助成金の出向の枠組みで、一番最後です、苦境に陥った会社から別の会社に出向した労働者がそのまま転職する、転職の場合の話を前回もさせていただきましたが、この出向した後には転職するというところ

で、やはりその本人、労働者本人に何らかの助成や支援したいなものがなければなかなかその転職というところに踏み出せないんじゃないかということ、その拡充。又は、その出向を一旦受け止めた後に、その後転職として受け止めて、受け入れた企業に対してのインセンティブ、雇調金の範囲ではなくて、この出向した後の転職のところに對しても何らかの助成制度を考えるべきかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 要するに、今、二月まで今の状況を延長しますが、在籍出向をする場合に、それに対してどういうふうに出向元、出向先に支援していくか。これに関しては、今我々もしっかりと検討しながらいろいろなお声をお聞かせをいただいております。その場合に具体的にどう進めていくかということを検討しておるわけであります。今委員が言われたのはそのまま転職をされた方に対しての支援ですか。これはなかなか、転職した方に対する支援をするというものが社会的にもどういう評価があるのかというののもちよつと我々まだ検討もしていない状況でございます。なかなか今のところ難しいのではないかとというのが率直な感想であります。

○田村まみ君 ありがとうございます。終わります。

○倉林明子君 日本共産党の倉林でございます。ようやくではありますけれども、雇調金が二月までということで特例延長ということになりました。ほつとされている経営者の方々多いんじゃないかと思ひます。

それで、コロナの収束が見通せないという現状になっております。懸念されるのがこの雇調金の財源部分でありまして、一つは、雇用安定資金の残高は今どうなっているのか。そして、返済前提ということで借り入れている元々の雇用保険の積立金の額というのはどれだけで、積立金残高、これがコロナ特例前、そして二〇年度未見込みでどれだけになるのか。いかがでしょうか。

○政府参考人(田中誠二君) 雇用安定資金の残高

ですが、二次補正後の令和二年度予算による年度末残高見込みで千八百九十九億円となっておりま
す。また、雇用保険の積立金の残高ですが、令和
元年度決算において四兆四千八百七十一億円あり
ました。二次補正後の令和二年度予算による令和
二年度末の残高見込みで二兆七千二百二十億円と
なっております。なお、雇用保険臨時特例法に基
づいて雇用安定事業に充てるために積立金から貸
し出している金額がございまして、これが二次補
正後の令和二年度予算において五千億円となつて
おります。

○倉林明子君 いや、雇用情勢ということで見ま
すと、悪化にちよつと歯止め掛かっているん
じゃないかというふうに思っております。これ中
小企業にとどまらず、大企業のところでも早期退
職という呼びかけがかなり広がっているという報
道も出ておりました。失業者についても三%、
三・一%ということで、これ僅かながらですけれ
ども、数字で出ている分で増加傾向も明らかに
なっております。

積立金は大幅に減少ということでございまし
て、今後の不足あつてはならないと思うわけで、
これ備えておく必要があると。必要な財源、公費
で確保するしかない私は思うんですけれども、
大臣の予算確保に向けた決意を聞いておきたい。

○国務大臣(田村憲久君) 十月の完全失業率、
○一ポイント悪化しました。しっかりと休業
等々、雇用金等々で、休業という形で失業になら
ないように雇い入れていただいたまま、企業もい
ろいろと御努力をいただいているわけでありませ
うが、モチベーションの話もありますので、そうい
う意味では、先ほどお話がありましたとおり在職
で出向みたいなこともこれから支援をしていかな
きゃならない、これ、失業なき労働移動という中
においてそう思っています。

一方で、失業給付も、これセーフティネット
でありますから、これもしっかりと確保していかな
きゃならぬわけでありまして、そういう意味
では、保険料と、そして保険料も労働者、事業者

それぞれ出しているところでありますけれども、プ
ラス国の国庫、国庫ですね、ここからお金が入つ
ておるといふことでありますが、もう御承知のと
おり、この臨時の特例法で、言うなれば令和二
年、令和三年に関しては国庫を入れられるように
なっておりますのでございまして、委員が御心配を
いただいている点に関しては、しっかりと財政当
局とも話をさせていただきながら必要な対応をし
てまいりたいというふうに考えております。

は、これは命に直結する問題と、そういう事案が
出てきております。まずは、休職者の生活支援を
最優先に私考するべきだと。労働者の申請によつ
てできるということになっているけれども、まず
は休業の実態を確認できれば支援金・給付金を企
業に代わって政府がまずは手当として支給する
と、そして明確な違反行為があれば企業に対して
支払った休業手当を請求すると、こういう運用に
切り替えるということも考えるときじゃないかと
思います。どうでしょうか。

○倉林明子君 是非本当に頑張つて、予算の確保
については期待しております。

したがって、労働者だけでなく、やはり事業主
に対して休業させていることの確認というのはど
うしても必要だと考えておりますが、事業主が協
力しないときには、まず労働局に申請いただい
て、労働局から確認するという方法を取っており
まして、今後ともしっかりと対応していきたいと考
えております。

○国務大臣(田村憲久君) 今の話ですと、休業さ
せた場合に事業主は支払義務が生じるというよう
なこと前提であつたと思いますが、それにかかわ
らず、今回の場合、コロナということで事業者が
責めに負わない場合があるかどうかは別にして、
そういう場合であつたとしてもちゃんとこの休業
支援金は支払うという形になっておりますので、
そういう意味では、事業者には後から求めるとい
うか、どうかというのはこれはなかなか難しい部
分だということに思います。

○国務大臣(田村憲久君) 今の話ですと、休業さ
せた場合に事業主は支払義務が生じるというよう
なこと前提であつたと思いますが、それにかかわ
らず、今回の場合、コロナということで事業者が
責めに負わない場合があるかどうかは別にして、
そういう場合であつたとしてもちゃんとこの休業
支援金は支払うという形になっておりますので、
そういう意味では、事業者には後から求めるとい
うか、どうかというのはこれはなかなか難しい部
分だということに思います。

次、質問ですが、休業支援金・給付金というこ
とで、これも期限の延長を決定していただきまし
た。これ対象者は非正規労働者ということ多とい
思います。それで、そもそも低賃金の労働者が多
いと。で、シングルマザーとか女性が主たる生計
者、こういうところはこれ使えないとたちまち深
刻な生活困窮に陥ると、たくさんの方々が寄せら
れております。

併せて申し上げれば、申請が来れば、たとえ事
業主の方から休業ということを確認していなかつた
としても、それは窓口で追い返すわけではなく
て、そのままちゃんと申請を受け付けた上で、今
度は事業主に向かつてしっかりと状況をお聞きし
ますので、そういう意味では、委員が御心配され
ていることのないようにこのほど運用をいろいろ

これ、活用実績が議論になりました、伸びてい
ないということ再々指摘がありました。その理由
に、やっぱり休業させているのに手当を出してい
ない。こうなりますと、明確に労基法二十六条
違反と、こういう懸念があるので、雇用主が休業
を認めないと、これ想定されると思うんですね、
十分。

要は、事業主にまず特別休暇制度を導入してい
ただかなきゃならぬわけですね。その上で助成金

と見直しておりますので、そういうような形で対
応させていただきたいと思えます。

○倉林明子君 運用の見直し、改善等してもらつ
ているということは十分知っているんだけれど
も、根幹部分でやっぱりなぜ伸びないかとい
うと、それは、休業認めないと、事業主がね、そ
ういう状況あるということ、制度はあるけど使え
ないということになっているので、本当にそこ突
破するんだということを申し上げているので、受
け止めていただきたいなと思うんです。

小学校休業等対応助成金・支援金、これについ
ても、対象期間二月末までということ、延ばして
いただいております。予算の執行率、これも二割
にとどまっております。利用されておられま
せん。総理が今年二月に指示した学校の一斉休業要
請に伴うのがこの制度なんです。総理ははつき
りおっしゃいました、私が決めたことなので私が
責任を取ると。もう辞められましたけど。申請
がこれ企業任せのために使えない制度になつてい
るんです。

これ、岐阜県に住む小学校二年生、中学校二年
生の子供さんを持つシングルマザーさん、署名も
集めたりして、これ使えるようにしてくれと取り
組まれておられます。三か月にわたりますとに働
けなかつた、たちまち生活困窮に陥つたと。退職
に追い込まれた女性たちも少なくないというわけ
です。ね。

延長するなら個人申請も認めて、休業手当の給
付、これも優先して、私がやったことやら責任
取るとおっしゃっていたんだから、ここについ
て、本当に休業手当が手元に届くようにというこ
とでの取組促進してほしいと。お願いします。

一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第六一六号) 一、医療・介護の負担増の中止に関する請願(第六四〇号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六四一号) 一、全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願(第六四二号) 一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第六四三号)(第六四四号) 一、減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願(第六八三号) 一、保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六九八号)(第六九九号) 一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第七〇〇号)(第七〇一号) 一、新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願(第七〇二号) 一、障害福祉についての法制度拡充に関する請願(第七二六号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七二七号) 一、全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願(第七二八号) 一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二五号) 一、空襲被害者等援護法(仮称)と沖縄民間戦争被害者に対する特別補償法(仮称)の制定に関	する請願(第七三六号) 一、減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願(第七六九号) 一、高過ぎる国民健康保険料(税)の引下げへ抜本的改善を求めることに関する請願(第七七〇号) 一、七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願(第七七一号) 一、お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願(第七七二号) 一、保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七七六号)(第七七七号) 一、精神保健医療福祉の改善に関する請願(第七七八号) 一、新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号) 一、雇用調整助成金の特例措置延長に関する請願(第七九二号)(第七九三号) 一、保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号) 一、医療・介護の負担増の中止に関する請願(第八二六号) 一、保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願(第八二七号)(第八二八号) 一、現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体	制の整備に関する請願(第八二九号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八三〇号)(第八三二号) 一、雇用調整助成金の特例措置延長に関する請願(第八三三号) 第四八八号 令和二年十一月二十日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 札幌市 小澤貴志 外九百九十九名 紹介議員 鉢呂 吉雄君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。 第四八九号 令和二年十一月二十日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 横浜市 宮城安 外四百十五名 紹介議員 木村 英子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。 第四九〇号 令和二年十一月二十日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 山形市 菅野雄一 外三百九十九名 紹介議員 芳賀 道也君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。 第四九一号 令和二年十一月二十日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 岡山県総社市 守安正憲 外千二百二十六名 紹介議員 小野田紀美君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。 第四九二号 令和二年十一月二十日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 熊本市 今田郁恵 外二千四十一	名 紹介議員 松村 祥史君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。 第五二五号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府泉北郡忠岡町 砂原篤子 外六百五十六名 紹介議員 井上 哲士君 アベノミクスの下で実質賃金は年間十八万円減少し、パートを含む女性の賃金は男性の五三％である。女性たちは、子育てや介護の重い負担、低賃金による老後の不安を抱えながら懸命に働いている。安倍前首相はこの六年間で雇用は三百八十八万人増えた(二〇二〇年一月、施政方針演説)と胸を張ったが、増加の五五％は非正規であり、最も多い年齢層は六十五歳以上である。さらに、低年金で生活が苦しい高齢者が七十歳まで働き続けることを推進し、多様で柔軟な働き方、雇用関係によらない働き方の名で個人事業主扱いされる無権利の労働者をつくり出してしていることは重大である。一日八時間働けば普通に暮らすことができ、安心して老後を迎えられる社会への転換が今こそ求められている。最低賃金の抜本的な引上げと格差の是正、全国一律の制度を求める声が全国知事会も含めて高まっており、職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワー・ハラスメント(地位を利用した嫌がらせ)を人権侵害として声を上げる動きも広がっている。ILO(国際労働機関)「仕事の世界における暴力とハラスメント禁止条約」の批准と国内法の見直しがいよいよ求められている。「誰一人取り残さない」持続可能な社会へ、貧困や不平等の解消、ジェンダー平等等、ディーセントワーク(人間らしい仕事)の実現などを二〇三〇年までに達成しようというSDGsは、政府や企業も含めて取り組まれている。 ついては、次の事項について実現を図られた
--	--	---	---

い。 一、最低賃金を時給千五百円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を創設すること。 二、「雇用によらない働き方」の推進をやめ、八時間働けば普通に暮らせるよう、正規労働が当たり前となる規制を強めること。 三、セクハラ・パワハラをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備を行うこと。	第五三〇号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府貝塚市 蓮池けい子 外六百五十六名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。 第五三五号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪市 林夏美 外六百五十六名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。 第五六四号 令和二年十一月二十日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 鳥取県東伯郡琴浦町 川上操正 外八百八十六名 紹介議員 舞立 昇治君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第五二六号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府羽曳野市 多田えり子 外六百五十六名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三一号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府貝塚市 中是マリ子 外六百五十八名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三六号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪市 村田由加 外六百五十六名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第六〇四号 令和二年十一月二十四日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 千葉県松戸市 宇佐美宏 外四百五十一名 紹介議員 小西 洋之君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第五二七号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 堺市 渡具知正雄 外六百五十六名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三二号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府摂津市 福井香苗 外六百五十六名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三七号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府貝塚市 大石悦子 外六百五十六名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第六〇五号 令和二年十一月二十四日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 名古屋市中区 野垣敬 外千九百八十一名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。
第五二八号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 堺市 花山喜子 外六百五十六名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三三号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府摂津市 津田啓子 外六百五十六名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五六二号 令和二年十一月二十日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 札幌市 渡部美優 外九百二十八名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六〇六号 令和二年十一月二十四日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 香川県高松市 黒田敏文 外九百九十九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。
第五二九号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府貝塚市 中谷隼人 外六百五十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。	第五三四号 令和二年十一月二十日受理 八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願 請願者 大阪府摂津市 藤本ひさ子 外六百五十六名 紹介議員 大門実紀史君	第五六三号 令和二年十一月二十日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 札幌市 山本有希子 外七百九十三名 紹介議員 紙 智子君	第六〇七号 令和二年十一月二十四日受理 現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願 請願者 山形市 長谷川美幸 外七百三十七名 紹介議員 舟山 康江君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第六〇八号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県横手市 仲山政一 外二千三百八十一名

紹介議員 石井 浩郎君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六〇九号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟市 佐藤有紀 外千二百三名

紹介議員 佐藤 信秋君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六一〇号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀県杵臼郡白石町 古賀宏 外千九百六十五名

紹介議員 山下 雄平君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六一一号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県丹波篠山市 川口正雄 外二千五百九十一名

紹介議員 伊藤 孝江君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六一二号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山形県鶴岡市 畑山和博 外千二百十六名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六一三号 令和二年十一月二十四日受理

全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願

請願者 青森市 一般財団法人青森県教育厚生会理事長 渡部秀逸 外千四百

百九十五名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六一四号 令和二年十一月二十四日受理

八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備に関する請願

請願者 北海道釧路市 鈴木昭吉 外二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五二五号と同じである。

第六一五号 令和二年十一月二十四日受理

全国一律最低賃金制度の実現に関する請願

請願者 川崎市 加川みどり 外百九十六名

紹介議員 岩淵 友君

一握りの大企業が巨大な収益を上げ、株主配当と内部留保を拡大する一方で、圧倒的多数の働く人々の生活は苦しくなる一方である。非正規雇用労働者は全労働者の四割に及び、年収三百万円未満で働く人は全労働者の六割近くに達している。そのため個人消費が落ち込み、少子化、人口減少が全国的に広がり、日本の経済・社会に深刻な影

を落としている。この問題の解決には、八時間働けば、誰でもどこでも人間らしく、普通に暮らせる賃金水準に底上げする必要がある。アメリカでは、ファストフードで働く人たちが時給十五ドルを求める運動に立ち上がり、大統領候補の選挙公約にまでなり、全米各地で具体的な賃金引上げを実現してきている。こうした動きが、日本でもできないはずはない。日本の最低賃金は都道府県ごとに四つのランクに分けられ、二〇一八年の改定では、最高（東京都、九百八十五円）と最低（鹿児島県、七百六十一円）で、二百二十四円という三割近い格差があり、その差は毎年拡大している。全国労働組合総連合などが実施している最低生計費試算調査によれば、一人の労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも月額二十二万二千五百円（時給千五百円程度）が必要であり、都市部と地方の最低生計費の差はほとんどない。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していく。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では、労働人口が増えて賃金

が上がりにくくなる。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改善することが必要である。最低賃金を改正し、普通に働けば人間らしい生活ができる全国一律最低賃金制度の創設を求める。さらに地域経済を温め、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、時給千円以上を今すぐ実現することを求める。そのために、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業所に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を実施することを求める。さらに、単価の不当な切下げなど大企業の下請いじめを正すこと、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備を求める。

つては、次の事項について実現を図られたい。

一、全ての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。

第六一六号 令和二年十一月二十四日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 山形市 山口しのぶ 外百七十七名

紹介議員 福島みずほ君

精神科を受診する人は年間三百二十万人を超え、精神疾患の生涯有病率は約二四％と他の疾患に比べても高く、誰でも安心して気軽にかけられる精神科医療の充実が国民的な課題となっている。しかし、日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上も後れを取り、施設療養生活中心で、一般病院に比べて低医療費に抑えられ、医療スタッフの人員も極めて少ない状況である。以前から、疾患治療より社会防衛的な誤った観点が精神疾患に対する差別・偏見を助長し、世界的にも類を見な

い長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けている。日本は、二〇一四年に障害者権利条約を批准している。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要である。

つては、誰もが地域社会の中でその一員として安心して暮らし続けられるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げる。また、一般科より低い人員配置を認めている精神科差別の「精神科特例」を廃止すること。

二、精神疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。

三、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障、教育・研修を国が責任を持つて行うこと。

部と地方の最低生計費の差はほとんどない。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していく。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では、労働人口が増えて賃金

が上がりにくくなる。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改善することが必要である。最低賃金を改正し、普通に働けば人間らしい生活ができる全国一律最低賃金制度の創設を求める。さらに地域経済を温め、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、時給千円以上を今すぐ実現することを求める。そのために、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業所に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を実施することを求める。さらに、単価の不当な切下げなど大企業の下請いじめを正すこと、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備を求める。

つては、次の事項について実現を図られたい。

一、全ての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。

第六一六号 令和二年十一月二十四日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 山形市 山口しのぶ 外百七十七名

紹介議員 福島みずほ君

精神科を受診する人は年間三百二十万人を超え、精神疾患の生涯有病率は約二四％と他の疾患に比べても高く、誰でも安心して気軽にかけられる精神科医療の充実が国民的な課題となっている。しかし、日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上も後れを取り、施設療養生活中心で、一般病院に比べて低医療費に抑えられ、医療スタッフの人員も極めて少ない状況である。以前から、疾患治療より社会防衛的な誤った観点が精神疾患に対する差別・偏見を助長し、世界的にも類を見な

い長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けている。日本は、二〇一四年に障害者権利条約を批准している。全ての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要である。

つては、誰もが地域社会の中でその一員として安心して暮らし続けられるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げる。また、一般科より低い人員配置を認めている精神科差別の「精神科特例」を廃止すること。

二、精神疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。

三、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障、教育・研修を国が責任を持つて行うこと。

第六四〇号 令和二年十一月二十四日受理

医療・介護の負担増の中止に関する請願

請願者 愛知県西尾市 近藤重弘 外二千一名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六四一号 令和二年十一月二十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神奈川県大和市 樋口一夫 外千四百十九名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第六四二号 令和二年十一月二十四日受理 全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願 請願者 愛知県岡崎市 平野安世 外三千八百十九名 紹介議員 斎藤 嘉隆君 この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。	援施策の拡充等に関する請願 請願者 愛媛県西条市 西岡洋子 外一万二千二百二十二名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 静岡県伊東市 谷口富子 外一万二千二百二十二名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九五号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 北九州市 増田洋 外一万二千二百二十二名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。
第六四三号 令和二年十一月二十四日受理 精神保健医療福祉の改善に関する請願 請願者 宮城県大崎市 赤間裕子 外百九十九名 紹介議員 石垣のりこ君 この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。	第六八六号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 愛媛県新居浜市 佐々木早苗 外一万二千二百二十二名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九一号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 静岡県伊東市 山元のり子 外一万二千二百二十二名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九六号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 相模原市 倉本恭子 外一万二千二百二十二名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。
第六四四号 令和二年十一月二十四日受理 精神保健医療福祉の改善に関する請願 請願者 岡山県玉野市 多賀敦子 外百八十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。	第六八七号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 愛媛県新居浜市 加藤千代晴 外一万二千二百二十二名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九二号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 静岡県伊東市 大川晴美 外一万二千二百二十二名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九七号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 東京都町田市 近藤光代 外一万二千二百二十二名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。
第六八三号 令和二年十一月二十五日受理 減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願 請願者 横浜市 東方助夫 外四名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第四号と同じである。	第六八八号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 愛媛県西条市 川口峰子 外一万二千二百二十二名 紹介議員 岩淵 友君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九三号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 北九州市 小手川英彦 外一万二千二百二十二名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九八号 令和二年十一月二十五日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 鹿児島県肝属郡南大隅町 木下エリ子 外千七百八十二名 紹介議員 尾辻 秀久君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第六八四号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 山形市 江目昌裕 外千三百八十一名 紹介議員 芳賀 道也君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六八九号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 静岡県伊東市 山田暁 外一万二千二百二十二名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九四号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 北九州市 高倉満義 外一万二千二百二十二名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第六九九号 令和二年十一月二十五日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 愛媛県今治市 青野勇人 外千八百五十六名 紹介議員 ながえ孝子君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第六八五号 令和二年十一月二十五日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援 第六九〇号 令和二年十一月二十五日受理	第六八九〇号 令和二年十一月二十五日受理	第六九〇号 令和二年十一月二十五日受理	第七〇〇号 令和二年十一月二十五日受理

第七部 厚生労働委員会会議録第七号 令和二年十二月三日【参議院】

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市 白井美由紀

外二百名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七〇一号 令和二年十一月二十五日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 東京都足立区 高松栄次郎 外百九十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七〇二号 令和二年十一月二十五日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 横浜市 田所実 外五十四名

紹介議員 紙 智子君

介護保険制度は施行後九二十年が経過した。この二十年間、サービスの削減や負担増を図る制度の見直しが続けられる中、保険あつて介護なしの事態はますます広がっている。低く据え置かれた介護報酬の下で介護事業所の経営難が続いており、ヘルパーを始め介護現場の人手不足は深刻さを増している。介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額九万円も低い実態は、依然として改善されていない。今般の新型コロナウイルス感染症は、経営難、人手不足で疲弊し切っていた介護事業所・介護従事者を直撃している。感染が拡大し先を見通せない状況の中、マスク、ガウンなどの物資の不足、厳しい職員体制が続いており、職員は、いつ感染するか、感染させてしまわないかという強い不安と緊張を抱きながら日々介護に当たっている。大幅な減収によつて生じた経営的なダメージも解消されていない。今必要なことは、こうした困難を早急に打開し、次なる波、長期化に備えて介護基盤を強化していくことに政府が力を尽くすことである。介護事業所・介護従事

者がコロナ禍で抱えている困難は、政府がこれまで進めてきた給付削減・負担増一辺倒の介護保険制度の見直しがいかに介護保障の基盤を切り崩してきたかを改めて浮き彫りにしている。現在、次期介護報酬改定の審議が開始されているが、報酬が引き下げられることは断じてあつてはならない。基本報酬部分の底上げが必要である。専門性を発揮し、長く働き続けるために、介護従事者の処遇改善は待たなしの課題である。介護の社会化にふさわしく、高齢化の進展に伴い今後一層高まつていく介護需要に応えていくためにも、また感染症のような新たな事態に対処していくためにも、介護保険制度の抜本的な改善は不可欠である。

ついでには、次の措置を採らねたい。

一、衛生用品・防護具の安定的な供給、介護従事者・利用者に対する必要なPCR検査の迅速な実施、介護事業所への経済的支援、介護従事者への支援など、新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化すること。

二、二〇二一年四月から実施される介護報酬の改定において、介護の質の向上、安定的な事業所の経営、感染症への適切な対応が可能となるよう、介護報酬の大幅な引上げ、見直しを実施すること。

三、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担で賄うこと。

四、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げ、利用料、介護保険料の軽減など必要とすることに必要な介護を受けられるよう、介護保険制度の改善を図ること。

第七二六号 令和二年十一月二十五日受理

障害福祉についての法制度拡充に関する請願

請願者 埼玉県川越市 坂地宗雄 外六千四百九十一名

紹介議員 上田 清司君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七二七号 令和二年十一月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府高槻市 福島久子 外四千九百五十名

紹介議員 石川 博崇君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第七二八号 令和二年十一月二十五日受理

全ての世代が将来にわたつて信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立に関する請願

請願者 大分市 一般財団法人大分県教職員互助会会長 工藤利明 外三千八百八十六名

紹介議員 安達 澄君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第七二九号 令和二年十一月二十五日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 川崎市 河野一馬 外百九十八名

紹介議員 上田 清司君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七三〇号 令和二年十一月二十五日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 山形市 荒井学 外三百三名

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七三一号 令和二年十一月二十五日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 宮崎市 星平正二 外百九十一名

紹介議員 安達 澄君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七三五号 令和二年十一月二十五日受理

精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 岩手県一関市 佐藤多佳浩 外百九十九名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七三六号 令和二年十一月二十五日受理

空襲被害者等援護法(仮称)と沖縄民間戦争被害者に対する特別補償法(仮称)の制定に関する請願

請願者 横浜市 小笠原格

紹介議員 小池 晃君

日本国内において、空襲その他の戦闘行為による被害があつた。特に、沖縄においては凄惨な地上戦が行われ、沖縄県民は甚大な被害を受けた。現在、旧軍人・軍属には総額約五十兆円を超える国家補償や援護がなされている。また、引揚者や原爆による被爆者に対する援護措置も採られ、シベリア抑留者についての特措法も制定され、施行された。しかしながら、先の大戦において戦死被害者だけでも五十万人を超えるという民間の空襲被害者に対しての補償等は、現在のところ何も行われていない。大勢の犠牲者の存在があり、今もなお障害や後遺症に苦しみながら生活を送る人や遺族が存在している。これに対し、我が国と同様に敗戦国となったドイツやフランスなどヨーロッパ諸国では、民間の戦争被害者に対しても軍人と差別なく補償している。自然災害についても、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)により、被災者個人に対して公的助成がなされている。戦争という国家のつくり出した危険の中で、生命・身体を犠牲にした民間人被害者に対してのみ我慢を押し付けることは、余りにも不均衡であり正義に反する。差別なき戦後補償法を制定することを求める。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、「空襲被害者等援護法(仮称)」を制定して、国の責任において空襲等による被害者及びその遺族に対する次の救済措置、被害の実態調査を行うこと。

1 空襲被害者等援護法(仮称)を制定し、死亡

者に弔慰金支給、障害者に特別給付金など、両親を失った孤児に孤児給付金を支給すること。

- 2 空襲等による被害の全国調査を行うこと。
- 3 空襲等による死者に対する追悼(刻銘)碑、被害の資料収集・展示・保存事業を行うとともに、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを学校教育に位置付けること。

二、「沖縄戦」被害については「沖縄民間戦争被害者に対する特別補償法(仮称)」を制定し、同時成立を期すること。

第七六九号 令和二年十一月二十六日受理
減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町 戸井田隆彦 外八百五十名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七七〇号 令和二年十一月二十六日受理
高過ぎる国民健康保険料(税)の引下げへ抜本的改善を求めることに関する請願

請願者 埼玉県川口市 井元ヨネ 外二百五十七名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七一号 令和二年十一月二十六日受理
七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願

請願者 埼玉県三郷市 坂下誠 外三千三百八十三名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七七二号 令和二年十一月二十六日受理
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会への社会保障制度の拡充に関する請願

請願者 埼玉県上尾市 野川廣之 外七十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第七七三号 令和二年十一月二十六日受理
保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願

請願者 名古屋市中区 渡辺ありさ 外九百九十九名
紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第七七四号 令和二年十一月二十六日受理
保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願

請願者 さいたま市 畔上勝彦 外四百四十一名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第七七五号 令和二年十一月二十六日受理
保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願

請願者 大阪府富田林市 山本克幸 外九十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第七七六号 令和二年十一月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県たつの市 三木茂教 外二千五百二十九名
紹介議員 末松 信介君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第七七七号 令和二年十一月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府富田林市 藤野静男 外四

千八百九十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第七七八号 令和二年十一月二十六日受理
精神保健医療福祉の改善に関する請願

請願者 青森県弘前市 福田花奈 外二百六十二名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七七九号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県飯田市 木村まみ 外八百八十三名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八〇号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県松本市 窪田成美 外八百八十三名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八一号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県下高井郡野沢温泉村 富井美保 外八百八十三名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八二号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県飯山市 小島さやか 外八百八十三名
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八三号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県松本市 武井拓郎 外八百八十三名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八四号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県木曽郡木祖村 安原麻衣子 外八百八十三名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八五号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 広島県東広島市 竹野妙子 外八百八十六名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八六号 令和二年十一月二十六日受理
新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 仙台市 菊地真希 外八百八十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七七七号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 長野県小諸市 田中一葵 外八百八十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七七八号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 仙台市 安田玲子 外八百八十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七八九号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 仙台市 蛸井雄一郎 外八百八十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七九〇号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 仙台市 査沢哲 外八百八十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七九一号 令和二年十一月二十六日受理

新型コロナウイルス対策の強化、介護報酬の引上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善に関する請願

請願者 札幌市 藤田典子 外八百八十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第七九二号 令和二年十一月二十六日受理

雇用調整助成金の特例措置延長に関する請願

請願者 仙台市 丹野友子 外九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経営難に陥った企業では、解雇や雇い止め、賃金カット、労働時間短縮などの不利益変更が広がっている。休業を余儀なくされた事業主にとって、雇用調整助成金の特例措置は雇用維持に欠かせない制度である。しかし、その期間は本年十二月三十一日までとされており、年明け以降、解雇や雇い止め、倒産などが一気に深刻化することが懸念されている。新型コロナウイルスの感染拡大は、大学構内で事業を展開する大学生生活協同組合にも深刻な影響を与えている。前期に続き、後期までもオンライン授業が主流となっており、利用者数減少による経営危機はより一層深刻となっている。全国では数百人規模の正規労働者のリストラ案が提示され、それを更に上回る規模のパート職員の給与削減が計画されている。こうした厳しい経営状態であつても、この間、多くの大学生協では、雇用調整助成金の特例措置を活用して休業手当を支払い、雇用を維持するよう努めてきた。しかし、この状況で雇用調整助成金の特例措置が終了すれば、休業手当が支払えない事態となり、給与削減にとどまらずパート職員の解雇が続出することは必至である。大学生協を含むコロナ禍で苦しむ多くの事業者が、労働者の雇用を守り事業を継続で

きるよう、その対策の要の一つでもある雇用調整助成金の特例措置を二〇二二年六月三十日まで再延長するよう強く求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を再延長すること。

第七九三号 令和二年十一月二十六日受理

雇用調整助成金の特例措置延長に関する請願

請願者 奈良県生駒市 徳永真澄 外九百九十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第七九四号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 佐々尾博子 外千二十八名

紹介議員 井上 哲士君

口の中を健康に保つことは、全身の健康と深く関係する。歯科医療は糖尿病など生活習慣病の改善や認知症予防などにつながり、ますます重要になっている。しかし、経済的理由により早期受診が困難であったり、治療の中断が増加するなど、子供から高齢者まで口腔状況の悪化や口腔崩壊とも言える深刻な実態がある。さらに、歯科では丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近いかぶせ物などまだまだ保険外の物が多く、保険の利く範囲は制限されている。また、国が定める保険診療の報酬が低く設定されているため、歯科医療機関の経営は逼迫している。「お金の心配をしないで歯科治療を受けたい」「保険の利く歯科治療を増やしてほしい」という患者・国民の願いに応えるには、歯科医療の充実に必要な費用を国の責任で確保していくことが必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、お金の心配をせず、歯科治療が受けられるよう、窓口負担割合を引き下げること。

二、保険の利く歯科治療を増やすこと。

三、歯科医療の充実に必要な費用は、国の責任で確保すること。

第七九五号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原町 佐久川正秀 外千二十八名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第七九六号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 浦華音 外千二十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第七九七号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願

請願者 兵庫県高砂市 長谷川稔 外千二十八名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第七九八号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 森下明彦 外千二十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。

第七九九号 令和二年十一月二十六日受理

保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県姫路市 岩坂恵美 外千二十八名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八〇四号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県姫路市 長澤順子 外千二十八名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	
第八〇〇号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県たつの市 中田広志 外千三十九名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八〇五号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 滋賀県大津市 連弘子 外千二十八名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八二八号 令和二年十一月二十六日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 福島市 佐藤完子 外六百九十八名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。
第八〇一号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県たつの市 多田操 外千二十八名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八〇六号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県加西市 宮崎恵 外千二十八名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八三〇号 令和二年十一月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 東京都八王子市 金澤伸俊 外九百九十九名 紹介議員 川田 龍平君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第八〇二号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県揖保郡太子町 由浦周治 外千二十八名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八二六号 令和二年十一月二十六日受理 医療・介護の負担増の中止に関する請願 請願者 東京都江戸川区 松原石鉉 外千五百四名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一八号と同じである。	第八三一号 令和二年十一月二十六日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 広島県呉市 竹川俊二 外千三百十四名 紹介議員 森本 真治君 この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。
第八〇三号 令和二年十一月二十六日受理 保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願 請願者 兵庫県姫路市 森川珠恵子 外千二十八名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第七九四号と同じである。	第八二七号 令和二年十一月二十六日受理 保育・学童保育の基準の抜本的引上げ、子育て支援施策の拡充等に関する請願 請願者 広島市 須安和子 外九百八十三名 紹介議員 森本 真治君 この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。	第八三二号 令和二年十一月二十六日受理 雇用調整助成金の特例措置延長に関する請願 請願者 群馬県桐生市 土屋克代 外千五十九名 紹介議員 川田 龍平君 この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。